

1. 議事日程（5日目）

（平成28年那智勝浦町議会第1回定例会）

平成28年3月17日  
9時30分 開 議  
於 議 場

日程第1 一般質問

10番 津本・光…………… 275

1. 町長の政治姿勢と倫理について
2. 長期計画と若者・子育て・高齢者支援について
3. 観光行政

5番 石橋徹央…………… 299

1. 長計について
2. 町民ワークショップでの意見の見解について
3. 町政ビジョンについて

3番 下崎弘通…………… 309

1. 町長の政治姿勢  
町長の政治倫理にかかわる問題について
2. 塵芥処理事業の今後の問題と対応について

7番 曾根和仁…………… 324

1. 南紀園の構成団体の役割について
2. クリーンセンター建設は1市2町で
3. 若者世帯の定着をはかるため、魅力ある子育てや就業支援・遊び場の整備・保育士の処遇改善を

6番 金嶋弘幸…………… 343

1. 町の将来と町長の政治姿勢

2. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 荒尾典男	2番 左近誠
3番 下崎弘通	4番 中岩和子
5番 石橋徹央	6番 金嶋弘幸
7番 曾根和仁	8番 引地稔治
9番 亀井二三男	10番 津本・光
11番 森本曦夫	12番 東信介

3. 欠席、遅参、離席及び早退議員は次のとおりである。

4番 中岩和子 離席 16時20分～16時41分

4. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 寺本真一 副町長 植地篤延

教 育 長 森 崇  
参 事 城 本 和 男  
(総務課長)  
総 務 課 矢 熊 義 人  
国体推進室長  
病院事務長 喜 田 直  
住 民 課 長 玉 井 弘 史  
観光産業課長 在 仲 靖 二  
水 道 課 長 関 正 行

消 防 長 江 崎 光 洋  
教 育 次 長 下 康 之  
会 計 管 理 者 田 代 雅 伸  
税 務 課 長 久 葛 章 功  
福 祉 課 長 大 江 政 典  
建 設 課 長 橋 本 典 幸

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長 伊 藤 善 之  
事 務 局 主 査 青 木 徳 之  
事 務 局 副 主 査 疋 田 晋 一

~~~~~ ○ ~~~~~

〔4番中岩和子議長席に着く〕

○議長（中岩和子君） おはようございます。

再開に先立ち、傍聴者の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しましては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（中岩和子君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（中岩和子君） 日程第1、一般質問を行います。

お手元に配付しております一般質問一覧表のとおり、通告順に従って、10番津本議員の一般質問を許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 10番津本でございます。

そしたら最初に、きょうは3点について、1つは町長の政治姿勢と倫理の問題、それから2つ目に長期計画と若者、子育て、それから高齢者支援の問題、それから3つ目に観光行政の問題で、3点について質問をしたいと思います。

まず1つ目ですが、最初に、前回もお聞きしたんですが、町長に再々度になりますが、1期目に出された重点公約5つ、町長のほうは覚えておられますでしょうか。覚えておられたら答えていただきたいと思いますが、お願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 1点目は、利権としがらみのない清潔な町政の推進、住民参加でガラス張りの町政推進、観光と農林水産業の振興、福祉や教育、文化の充実、地域医療の確立ということでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 今出されましたように、5点ありますね。一番最初の大きな柱が、1つは利権としがらみのない清潔な町政を進めていくことですが、私はやっぱり初心忘るべからずで進めるべきだと思いますが、それを踏まえて、町長の政治理念の問題についてちょっと質問をしたいと思います。

それは湯川の二河の土砂置き場となっている土地の件ですが、ちょうど湯川駅から太地側のほうに上がるトンネルの手前の右側にある土地ですが、これ町長の土地ということで間違いはないですか。

- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 間違いございません。
- 議長（中岩和子君） 10番津本君。
- 10番（津本・光君） そこで、町民の方からいろいろあっちこっち聞くんですが、町長があんなとこに土地持ってるのは何でと。それから、やっぱり町長がそんなことしてええんかというような声をあちこちで聞くんですが、その土地を購入した経緯について説明をしていただきたい、こういうふうに思います。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 経緯については、業者さんを通して購入したわけでございます。
- 議長（中岩和子君） 10番津本君。
- 10番（津本・光君） あのね、業者を通してというのは当たり前だと思うんですよ。この土地は、町と財務省が差し押さえした物件であること、間違いないですね。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 間違いございません。
- 議長（中岩和子君） 10番津本君。
- 10番（津本・光君） そうしますと、この物件の存在は、差し押さえをしてるわけですから、一般的には知られてないと思いますね。間違いないですか。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 当然、個人の保護法の関係により知られてませんが、私としてはその辺については、差し押さえるということは税の基本でございますので、それは当局に、当局というんですか、担当課のほうに、差し押さえすることは通常の行為で行っております。
- 議長（中岩和子君） 10番津本君。
- 10番（津本・光君） だから、それは町長自身は、差し押さえである物件は当然御存じだと思いますが、一般的には知られてない土地をなぜ町長が購入したのかと、ここですね、ちょっとそこを説明してください。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 一般的に知られてようが知られてまいが、私の希望にかなうような土地ということ、あそこがあったから買ったわけでございます。
- 議長（中岩和子君） 10番津本君。
- 10番（津本・光君） だから、一般的に普通こういう土地であれば競売にかかるなり、いろいろされてくるわけですよ。特に町の物件であれば、あちこちに町の所有財産はありますが、売る時に公募しますよね。けども、今回はそれもない。だから、それをなぜ町長は、個人的にということでは言われましたが、競売にもかかってないものを購入されたんですか。それをちょっとお聞きしたい。
- 議長（中岩和子君） 町長寺本君。
- 町長（寺本眞一君） 議員誤解があるようなので、ちょっと説明させていただきたいと思います。

けれども、競売にかかる分については、その会社が倒産もしくはいろいろな面で理由がある場合に、その管理者、以後の物件管理する弁護士なりの破産とか倒産とかという場合にはあり得るかと思いますが、一般的には通常の会社の資産であれば自由に売買するという事は、皆さん御存じだと思われるので、その辺について私も通常の商行為をやったわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 一般的に知り得ない情報ですね、そういうことを条件に物件を購入された。これ私、町長の地位利用にならないかと思うんですが、どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） どう説明したらわかってもらえるかと思うんですけども、それで弊害が生じるとか、私がそれを職権をもってその所有者に対していろいろなことを働きかけたというのであれば、そういうことになろうかと思えますけれども、私はそういうことは一切やっておりません。ただ、個人としての売買を業者に委託してやっていただいたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから言うんです。一般的に知り得ない物件を町長が知っていて、それを町長自身が一般的に公開されていないものをあるところで知ってるやつをこれ購入するわけですから、これ地位利用か職権濫用とか、そういうことになりませんか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それはあり得ないと思います。といいますのも、そのことによって当事者が私の圧力とかそういうのを感じたわけでもありませんし、私自身、ここが例えば私が本当に買うために圧力かけるためにそういうことを、抵当を差し押さえ物件として差し押さえたのであればそうなるかと思えますけれども、当然そうなれば私自身、故意というんか、認識あってやる場合だったら、そこを差し押さえ物件にしなくてもよろしいわけなんで、そういう場合は当然私の権限の中でやったと言われても仕方ないかと思えますけれども、当然ある行為をしっかりとやって、そのことによって税の回収も成り立っていたわけなんで、どこも利害の関係はないかと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 圧力をかけたら問題でしょう。誰もそんなことをしないとしますよ。だから、そのときに町長が一個人で知ってる、その立場で知り得る物件を町長が購入することは、これ地位利用じゃないんですか。ほんなら何ですか、地位利用じゃなくて。1つは職権濫用にもなります。これ立場を利用してるわけですから。そうでしょう。まだほかの者知らないですよ。それを購入した。その理由をもう一度説明してください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 差し押さえであろうがなかろうが、一般の所有者については売買行為という事は成立するという事でありまして。これを私が知つとろうが知ってなかろうが、あれが抵当権に入ってなかろうがであろうが、購入することについては問題はないと。そういうことで、私がその知らないことというのが重大なそこに問題があるのであればまた別と思います

けれども、そういう意味では重大な問題は発生していないと。ただ、国税にしる大阪市のあれにしる、差し押さえてるということが、そのとき私もうちが差し押さえした時点でわかりましたけれども、それ以外の個人のその土地のことを誰かが知って、それを買いたいんやということがあれば、その人が買っておればいいんですし、それは売り手と買い手の話でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、一般的に言って、あそこが売りに出されてる、あそこに売り土地と書いてますか。私出向きましたけども。そうやったらまだわかりますよ。けども、そういうことも一切明示がない。その上、その状況は、これは財務省だけじゃなくて、那智勝浦町だけじゃなくて、大阪市もいろいろかんでますよ。そういう物件ですよ。ほたら、皆普通に考えたら何かあると思います。けども、それを、そういう差し押さえをあちこちされてる物件が一般的に知られてない、それを何で町長が購入した。いろいろと言われるけど、そんなん誰も説明できませんよ。納得できませんよ。もう一度。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それは差し押さえてるということに対しては何ら問題はないと。ただ、買うときにそれに対する利害の関係がどうあるかということが問題になろうかと思います。私としては、私が購入した代金において国税も大阪市も町のほうも税の完納を見たわけなんであります。そういうことにしてみれば、どこに問題が発生するんか。その土地が本来抵当に入っている物件であれば、その抵当を外さなければ皆買わないんで、そのときにその場所が売りになってあるか売りになってないかということは、業者に頼めば、その土地どうですかと言われたら、私も考えた上で購入したわけなんで、何ら問題はないかと思います。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、誰もが知り得ないものを町長がその立場を利用して私は買っていると云うんです。そこをしっかりと僕は考えてほしいなど。

そしたら、これ税のことで出てますが、結局税の納入が滞っていたから買うたというわけですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 購入する過程の中で完納されたというわけです。これが第三者、私以外の方が買った場合でも、当然抵当を外すという場合には、その人の買った代金で税金は完納されるかと思えます。それが私が公人で、差し押さえ物件だということがわかっておっても、わかってなかったとしても、それは問題がないんかと、私はこう考えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そこで、そしたらちょっと私お聞きしたいんですが、これは町民の疑問や誤解を取り払うことが大事だと思うんですけれども、そのためには、町長、この土地をどのぐらいの価格で購入したんか、僕は公開したほうがいいと思うんですが。でなければ私は、多くの方が、これどういう形で手に入れたんだということで、納得はしないと思うんですね。そこはどうですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 相手方もありますので、相手の同意があれば私もここで発表することができようかと思うんですけども、私としては今のところ相手の同意を得ていませんので、その辺については個人の情報の関係で私もここで発表するわけにもいきません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、差し押さえした物件であるから、逆に言ったら、かなり額は当初の額よりも相当少なくなってるようですよ。だから、そのときに、僕はこの質問の中で、多分町長は購入価格のことを聞かれるとは思ってませんでしたか。僕は、普通、一般に言うたら、これ何ぼで買うたんやとなってきましたよ。そやけど、そこはやっぱり町民の方がそこに不審を持ってらんです。ほたら、そのときに町長自身がそのことについて、私はこういうことで公平な立場で買ったんだということを実証するものがなかったらどうするんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 金額については言えませんけれども、ほかの事例でちょっと申し上げたいと思います。私の知っている田原地区で約30町歩ぐらいあろうかなと、20町歩ぐらいかな。20町歩ぐらいがあろうかという、20ヘクタールですね、そういうところが雑木林、ウバメの生えてる雑木林なんですけども、その金額は、私が聞いたときにはバブル終わった後ぐらいかな、そのときに300万円で売却したというのは聞いております。ただ、私があそこを、9ヘクタールありますけれども、買った金額はそれの何倍もの値段で買ってあります。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） バブルのこととか比較されても困りますし、そういう物件がきちんと明らかにされないということ自身の中に問題があるわけであって、もしあそこの土地、今は土砂置き場になってますね。そのことの確認ですけど。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私、土砂置き場で貸すためにそこを購入したわけでもございません。ただ、当時県のほうから、太田川の河川改修において土砂の仮置き場がなければ前に進まないということがあって、仮置き場として探されておられたと。そういうときに、うちの建設課のほうに対して、あそこ誰が所有かということ問い合わせ来たらしいんで、町長ということで、私の土地ということで、それだったら貸してもらえないかということなんで、私は管理は不動産屋の業者の方にお任せしてますので、そちらを通してくださいということで、私は県のほうに回答しました。そういう結果、県は県で、当然対価としては、その試算のやり方で値段を算出してきて、それで同意をして私は貸しましたけれども、その点については、これを無償で貸すとか貸さんとかということになると、寄附行為とか云々のほうにも抵触してこようかと思うんで、正規のとおり業者を通じて私は県のほうに土地の賃貸借を行いました。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、あそこの土地は山林ですよ。そしたら、電気も通ってない、水道もない。何でそこに買う値打ちがあったんか、そこが私非常にわかりません。しかも、

それがいわゆる競売にもかかってないし、そして一般的にも知られてない。この土地を何で町長が購入したんか。これはほんまにわからんですよ。普通一般的に言ってもわからんです。これね、土砂置き場になってる。県との賃貸契約、何ぼですか。言うてください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あれで3,000平米ぐらいあるんですかね。3,000平米ぐらいのところ月額7万円ぐらいだったと思います。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私、振興課へ行って聞いてきました。ほたら、これはやっぱり情報公開の問題がありますんで、開示請求出して私聞かせていただきましたが、年間、今年度のやつで105万円です。ほんで、その前に、8月からやったかな、約8カ月間ぐらいで80万円。約1.何ぼですか、8カ月分ぐらいで、8カ月もいかんかな。1年と8カ月ぐらいですよ。大体約200万円近くですわ。ここが県との間で賃貸契約結んでるんですね。そしたら、みんな思うでしょ、やっぱりそこで。賃貸契約を結んでて、そしてそこが土砂置き場になってて、それが何のメリットもないような土地を町長が購入してる。幾ら町長がそこで説明されたって、みんなやっぱり疑問に思いますよ。そう思いませんか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私も人生の中でやりたいことがございます。そういう面であの土地を購入したわけでありまして、それが5年先、10年先にその形が見えてこようかと思えます。ただ、そういうふうに悪意に悪意にというような形でとられますと、私も返答のしようがございません。私自身、そういう意味で買ったというのは、あそこで私もやりたいことがございます。ただ、それは商売につなげていくというようなものではございません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私、悪意で言ってるんじゃない。悪意でとって言ってるんじゃないですよ。これは町民の一般的な疑問として私は言うてるんです。誤解しないでくださいね。

といいますのは、私、1期目にあなたを推したやっぱり責任あるんですよ。第1の公約で、利権としがらみのないという公約を掲げてね、それはやっぱり一般的に普通の人から見て皆納得しますか、今の町長の説明で。納得しないと思いますよ。ここでこう書いてるんですよ。町長等政治倫理条例、ここで町長、副町長及び教育長は町民全体の奉仕者としてのその人格と倫理の向上につとめ、いやしくも自己の地位による、ここですよ、自己の地位による影響力を不正に行行使して、不正かどうか知りませんよ。不正かどうか知らないけども、自己の地位をこれ利用してるのは事実です。そうですね。町長という、その物件というのはあなたかしか知らないわけだから。そういうとこでね……。

〔12番東 信介君「済みません。ちょっと今話かみ合っていないんですけど。例えばAという土地が欲しかったら、不動産屋さんにあれ誰持ってあるん言うたら、誰でも知れるんですよ。だから、誰でも知れることなんで、これはもっと考えて質問されたほうがええと思

うんですよ。例えばその土地欲しいと言うたら、不動産屋に聞いたら、あれ誰が持っているな言うたら、調べてもらうたら誰でもどういう物件かというのは全てわかるんですよ。もうそんな誰にもわからんようなことは全くないんですよ。その辺ちょっと質疑の中で考えてやってもらうほうがかみ合うと思うんですけど」と呼ぶ]

○議長（中岩和子君） ただいま12番東議員の議事進行でございますが、本件につきましては、本町的那智勝浦町長等政治倫理条例に規定する政治倫理に関する質問でございますので、議長はこれを許可します。

10番津本君。

○10番（津本・光君） そこで、だから今読みかけたんですが、町政に対する町民の信頼に応えるとともに、公正で開かれた民主的な町勢の発展に寄与する、こういうふうにあるんですよ。次、この第3条の第2項ですが、町長等は、この町長等というのは、先ほど言いましたように、副町長、教育長も入ってきますが、政治倫理に反する事実がある等の疑惑を持たれたときは、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならない、こうなってるんです。だから、これに基づいて私は質問してるんです。ほんで、そういう意味では町民の疑義を晴らすことも、取り払うことも必要ですし、そのためにきちんとこの点については明らかにしていきたい、こういうことで質問をしております。

私見てたときに、太田の庄にある土地ですね、今土石置き場になってますね。土砂置き場になってますが、これどういう形の土砂置き場か、誰が所有しているのか御存じですか、町長。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 庄地区におきましては、避難路、避難場所の確保ということが要望として出されておまして、水道の事業の残土につきまして、あそこのところ、高台に避難場所として確保してございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） あれ私、向こうへ行って聞いたんですが、あれは一個人の持ってる土地だというふうに聞きました。あれを無償提供されているというふうに聞いたんですが、これ町長御存じでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私が指示をして行ったことなんでございますので、当然私も所有者もわかってますし、その経緯についても十分心得てわかっております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうすれば、町長が将来自分のために使うということで考えているものであれば、僕は一町民が自分の土地を無償で提供してるということを考えたときに、町長としては無償で提供する、それ寄附行為に当たると考えられたわけですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、どことも県の資産でもありますし、町でもその金額的に言えば、100万円でただで貸すと、それが県の場合やったら許されて、民間の場合やったら許されないということもなかろうかと思います。それは時価の対価による算定がそういうふうになっておれば、当然無償で貸すということは、誰かがそのことによって利益を得るということになれば寄附行為になろうかと私は考えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 利益を得てるということで言うてるんじゃないんですよ。だから、一町民がそういう置き場所に困ってるんだったら無償で提供します。それが高台に利用されるんやったらそれで結構ですと、こうなってる。そしたら、町長は将来的に考えるのであれば、一時置き場で無償で提供したらよろしいですよん。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私も一般私人であればそのようなことも可能かと思いますが、公人として選挙で選ばれてきている以上は、公職選挙法にのっとってやらなければならないかと考えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そこで、そういったことが一方でありながら、やっぱりこの土地が県との賃貸契約の中でそういう形でされてるということになったときに、私は先ほども言ったように、一町民のそういう疑義がやっぱりいつまでも残る。結構あちこちで聞きます。いってこの話が出てきたときに、これいろんなところで結構いろいろ出てますから。そやから、何であんなことでええんかとの間も言われたです。町長があんなことしてええのかと。これはやっぱり町長の立場というものを利用したんじゃないかというふうに疑われるわけです。

だから、私は、このことだけでもう30分になってきますので、ぜひ町民に対してこの倫理条例に基づいて説明責任を果たしていただきたい、こういうふうに思います。だから、それは町長がいろんな形で考えられたらよろしいと思います。きちんとこの倫理条例に基づいて、町民に対する説明責任、これを果たしていただきたい、これを最後をお願いしときますが、どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ただいま議員の言うように、私は今答弁の中でそれ以上のことはなかなか答えられないと。答えられないというより、それが全てなんで、何を隠すということもございません。ただ、その売買契約の中の金額については、私も買ったところの会社の名前すら今忘れておりますので、そちらのほうにちょっと不動産屋のほうを通して、購入金額を言ってもよろしいかということは尋ねてみて、それが向こうがよろしいと言うのであれば、購入金額については発表します。ただ、そこに対しては何ら私は皆さんが疑念の浮くようなことはしておりません。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この物件はかなり前からいろんな売買されていて、参加差し押さえの土

地になっているということは、もう調べた上で明らかになっておりますが、いろんなそこで風評ですから、具体的な事実ではないけれども、例えば6,000万円である業者が大阪の人に売ったとかというようなことも話としては流れてます。6,000万円とか5,000万円とかというような形で流れてます。一番最初のころね。それはバブルのころだと思いますが、そういうような物件です。だから、それがずっと長いこといろんな問題があって差し押さえになってる。これ多分固定資産税払ってないだろう、法人税を払ってないだろう、そういう物件であることは間違いないんです。だから、差し押さえになってる。その差し押さえになって、この差し押さえが抹消された翌日に町長の手になってるんです、これ。だから、これ普通考えたら、誰見てもおかしいなと思いますよ。だから、僕はきちんと町長が、何も無い、潔癖だと言うのであれば、町民に対して、みんなが納得するように、これ結構知れてますからね、この問題は。そやから、僕は説明責任果たすべきだと思うんですよ。それを最後をお願いしておきまして、この問題の質問は終わりたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） きのう設定してきょう私が購入したような言い方というのは誤解を招くんで、ちょっと訂正させていただきたいと思いますけども。25年に設定したかと思います。買ったのは26年に購入いたしました。その間に、これはもう本当に民民の話の状態の中でやっていることなんで、そこに抵当権が入っておれば、抵当権の第1優先の中でやります。7件、差し押さえ物件もその中に含まれていって、それを全部クリアしなければ、私も当然そういうところは買えません。ただ、どこに利害が発生するんかというたら、会社のほうとしても、それによって全ての税金完納と、抵当に入っている部分があれば、それは返済ということにならなければ、当然私の土地としては購入できないということは常識であります。そういうことで、当然何もそこに私がやましいことをやって安くたたいたとか、高く買うことはないかと思えますけれども、職権を利用してそういうことをやったわけではない。ただ、先ほど東議員がおっしゃられたように、誰も知らないというよりも、その土地がどういうことかというのは、法務局行って調べれば誰でも購入する場合にやることであります。そういうのを業者を通してやっただけの話で、私が個人で全部やっていたということになれば、いろいろな疑義が生じるかもわかりませんが、そういう面は避けるために業者を通して全部やらせていただいております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 先ほど町長の答弁の中で、私も将来やりたいことがあると、こう言われた。その話の中で、ある方から、町長が家を買いたいからあそこを買うたんやという話も聞きました。それはそれでいいですよ。それでいいです。

ほんで、ただこの登記上見ましたら、これ平成25年6月24日に、いわゆる参加差し押さえ登記抹消になってるんです。解除になって、次の日に、25年6月25日、これ町長の手に移ってるんです。ここで平成25年6月25日売買になってるんです。その前の日に、平成25年6月24日に解除になってるんです。参加差し押さえがね。これで言うてるんです。何もいろんなことで推

測で言うてるんでもないです。だから、それは私が言うたように、もういろいろ後ろから言われるんで、だから町民に対してきちんとその説明責任を果たしてください、納得するように。やっぱりこんだけの問題というのは、町長というトップというのは、やっぱりこの間いろいろな災害の問題がありますからね。だから、余計にこういった問題については皆うるさいんですよ。特に業者の人はそう思います。だから、そういう意味ではきちんこの部分については、町長がみずからの説明責任を私は果たすべきだと、そういうふうに思いますよ。

それで、今の質問については終わりますが、よろしいでしょうか。

次に、私は町長と議員との関係の問題でちょっと質問をしたいと思うんですが、次に移りません。

前の議会のときですか、私ね、12月の定例会で職員の早期退職の問題について質問したときに町長はこう答えたんです。早期退職の理由ということで言うたときに、町長は、政策的なこと、個別的なことは圧力をかけたくないと。しかし、私を好き嫌い、議会と同じように、嫌なら嫌ということでやめていくと、こういうふうに言われたんです。この発言間違いないですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 職員がやめていく理由というのが、私が嫌いだからというよりも、そこに理由があるということはありません。ただ、私はある面で、ついてこれない者については別に、職業の選択の自由がありますので、やめる方はやめられても仕方がない。それをどうこうとかく言うわけではございません。ただ、今までやめてきた中では、前任者と比較するのはちょっとあれなんですけれども、同じ3年の間で、自主退職した方の人数を調べてみたら、私よりも……

〔10番津本・光君「そんなこと聞いてないです」と呼ぶ〕

だから、私が原因ということは、より多くの方が退職されたというんであればそうかもわかりませんが。

〔10番津本・光君「言ったか言っていないことの事実を確認してるんです」と呼ぶ〕

そういうことで、私は、ついてこれないというよりも、仕事をこれ以上やれないという申し出がありました。ただ、そのときには慰留はしております。慰留はしていても、それはやめるということなんで、それじゃあ仕方ないですねということで、私は退職を許可をしたわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 私、そんなこと聞いてるんちゃうんです。政策的なこと、個別的なことで圧力をかけたことはない、職員がやめられることでね。そのときに、私を好き嫌い、そして議会と同じように、ここなんですよ、議会と同じように、嫌なら嫌ということでやめていく、この発言です。これについて、これ議事録見てもらったらこう載ってます。見てください、一度。これについて町長はそのことを言ったことは確かですかということを確認してるん

です。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それはその当時の議会のときにはそういう発言はしたかと思います。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） これは私、やめた職員に対しても失礼だし、これ議員に対しても失礼だ  
というか、侮辱だと思うんですよ、この発言は。町長の認識、もう一度聞かせてください。こ  
の発言に対して認識を。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それが無礼なもんだというのであれば、私の言い方の表現が悪かったと陳  
謝したいと思います。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 陳謝されるということですが。だから、それは私ほんまに、こういった  
問題は非常に重要な発言なので、町長はやっぱり自分の発言に責任をしっかりと持ってほしい  
と思うんですよ。注意されたほうがいいと思う。

私は、そこでそういうふうに言われてますので、私は議員が町長を好き嫌いで立候補したり  
やめたりしてるということを本当に考えているのかということで、答弁の仕方によって聞こう  
と思ったんですが。やっぱり私たちは、ここの議員必携にもちゃんと書かれています。地方公共  
団体の長は、議会の議決を得た上でもろもろの事務を執行することとされ、独断専行を許さな  
い建前がとられている。それは同時に、議会の地位の重要性を示すものである云々といって、  
最後に、住民の立場に立って判断しなければならないかを教えていると言えるということで締  
めくくってます。議員の職責については、議員は住民から選ばれ、その代表者として議会の構  
成員となるのであり、選良という言葉で呼ばれるように、人格、識見ともにすぐれた代表者で  
ある。そして、憲法第15条で、公務員は全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。した  
がって、議員は住民全体の代表者であって、奉仕者であって、これが議員の本旨というべきで  
あるということで書かれてる。だから、この好き嫌いでやめるやめないの問題ではないんです  
ね。そこをもう一度確認をしておきたいと思います。

そやから、今陳謝をしますということで言われたので、もうこれ以上は言いませんが、私は  
この間ずっと気になったことがあって、私、これは聞きましたら、当選した後に、私副町長  
に、何で町長に当選した議員さんのところに挨拶に行かせなんだという話をしたんです。そのと  
きに、町長が出張でおらんかったというようなこともあったんですが、最初に私、当選したと  
き、新しい議員さんもいるわけだから、いろんな人の意見を僕聞くべきだと思うんですよ。特  
にいろんな困難に直面してるというんか、いろんな問題を抱えてるときは、やっぱり反対派と  
言われる人たちの、町長のことについてはいろんな疑義を挟んでおられる議員さんに対しても、  
いろんな意見を聞きながらやっていかないと。そういう意味では、町政が大変な  
ときには、町長派とか反町長派とか、そういうことじゃなくて、この町をどうしていくんか  
ということで、やっぱりみんなが知恵を出し合う、ここで絞っていかないと。思うんです。そ

ういうときに、やっぱり町長のほうがそういう姿勢に立って物事を考えていかないと、それは本音を持ってからああいう発言が出てくるんですよ。だから、そこを重々これからの議会運営に当たっては気をつけていただきたい。これをもう一度述べて、この質問については終わらせていただきたいと思います。

それで、次に長期総合計画の具体化についてですが、これで2点目のところです。若者、子育て、高齢者支援の問題についてちょっと質問していきたいと思います。

長期総合計画について、これらを全て計画どおりに進めていこうと思えば大変だと思うんですが、この計画の中で何を重点に具体的にするか全く見えない。この間質問のときも言いました。一般会計予算のときも言いましたが、少子化対策というのであれば、それに対する具体的な計画が必要だし、若者支援についても、どうしたいのかを具体的に示していくことが大事だと思うんです。それで、見通しの問題について、今後の10年間の見通しがないやないかというふうに私が質問しました。そのときに町長のほうは、必要であったとしたらそれは考えていかないと、こういう答弁されたと思いますが、この間の一般会計の質問のときは、私それを質問したときに、5年間はこの長期計画のものでやらせていただきたい。それ以後に検討したいと、こういう返答だったと思うんですが、もう一度確認をしたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 大きく子育てとかそういうものに予算を割いていけるという状況でございませんので、私はこの事業は5年間の推移を見ながらやっていくと。ただ、その中ででも何かできないかということで、教育委員会のほうにも言いましたとおり、給食の3人目のお子さんには無料提供できるようなという、もうささやかなんですけれども、私としては何らかの形で若い世代の人にとということで、やっていける範囲のことを、ない中でもやっていける範囲のことは各担当のほうにも常々言うてますし、今後は皆さんが、歴代の議員さんが中学校給食をということをいろいろと議会の中で発言されております。そういうことについても、教育委員会に試算もさせてますし、いつごろ実施できるかということもまだ未確定でございますけれども、そういうところも丹念にやれということは教育委員会のほうにも言ってます。ほかにも議員さんがいろいろなことの見解を言っていていただく中で、これぐらいの予算であれば投入できるのではなかろうかということもあります。子育ての面でも、今までにない各学校単位でいろいろな独特の授業を行うためにも、年間200万円の配分をもって特色ある学習をやらせてはどうかということも実施してますし、できる範囲の中で、財政を考えながら私も進めております。

ただ、今のところ、5年というのは、この事業、皆さんがこの事業はやめよ、あの事業はやめよというよりも、行政というのは予算が成立した時点で真摯にずっと進めていかなければならない。着実に予算の執行をしていかなければならない。それが議会で認められなければ、私もそれは進めていくことはできないというのが原則論でありますので、この5年間というのは、皆さんの意見もこういうことがあればという、ただその中には財政の状況を鑑みながら、実施できることについては私もやっていきたいとは考えております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうしましたら、先ほどの教育委員会の話も出てましたが、この間の総務委員会で給食の件のアンケートが出されてまして、給食を早く実施してほしいという保護者の声がやっぱり圧倒的に強いと、こうなったわけですが、もし教育委員会のほうから、早期に実現していただきたいというような方策が出てくるのであれば、町長としては受け入れるということですか。どうぞ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほども言いましたように、財政とも検討をしなければいけない。ただ、今試算的に言いますと、親子給食においては五、六千万円ぐらいの予算が必要じゃないかということが、それがどういうふうにして財政の中で消化できるかということが見通しがつけば、その時点で考えてまいりたいと思いますけども、今は研究段階で。私も給食については、もう歴代の議員さんがいろいろと発言されております。アンケートの結果もこの間教育委員会のほうでとったところで、十分に御父兄の皆さんの意は私としても理解し、解釈しております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 歴代の議員さんもそういうふうに言っているようでしたら、やはり私は早急に対応すべきだと思うんですよ。ここで財政的な見通しがつかないからできないと、こういう判断も一方でできるわけですね、今の答弁であれば。財政の見通しがつけばやれるというわけですか。だけど、もうわかってますね。近隣の市町村、もうほとんどやってきてるでしょう。この点はほんまに那智勝浦町はおくれてる。親からしたら、いつできるんやと、那智勝浦町は、ということはやっぱり非常に緊迫してある。親にしては問題ですよ。切迫した問題ですよ。だから、早くやっぱり僕は方向性としてきちんと出してあげなきゃいけないというふうに思います。

そういう意味で私、今後の10年間の長期計画の中で、いろいろいいことを言われてるんですよ。けども、具体的なプランがないんです。先ほど言ったように、財政の見通しが、状況がつけばということ組むということですから。当初町長は、町長の仕事は2期8年で十分やと、こういうふうに1期目出るときによく言われてました。そやから、僕は10年後も含めて考えて見通していくことが難しいのかなと思うんですけども、この厳しい財政状況を乗り越えていくときだからこそ、きちんとした見通しが必要だと思うんです。ほいで、この年度にはこういったことができますよ。

その点では、僕は紀南新聞読んでびっくりしたんですが、これ太地町とのことで、これ紀南抄というんですが、紀南新聞のやつで出てたやつです。ちょっと読ませていただきます。8日に太地町で行われた予算発表は、聞いていて思わず楽しくなってしまうほど理想にあふれた内容だと。三役、各課長がそろい踏み、三軒町長が来年度に実施する投資的事業の実効性等、今後20年の町のビジョンをとうとうと語り、しかもそれに事業が伴っていることを示す説得性があった。ここですね、説得性。やっぱり計画性の問題なんです。そうするとみんな納得するんですね。次、一方那智勝浦町の会見に何らかのビジョンを見出すことは困難であった。会見終了後に町長が、ごめんなさい、目玉が少なくてと、自嘲げみにこぼしていたが、それを町民が

聞けばどう思うだろう。人口、予算規模で1対4の開きがある両町において、前者は小さいがゆえの自由をしっかりと握りしめていると感じる。それは言いかえれば、3,000人に対して届く言葉と理想を町政が持っているということだろうというふうに書かれているんです。この記事で納得しました。私自身も、これ聞いてああと思いましたよ。そのすぐ読売新聞に、太地町の方針として、新年度から小中生の教材教具無償化、これ出てるんですよ。

そしたら、これ小さい町やからやれるということで、小さい町のほうが財政は厳しいわけですから。だから、そういうことで、やれるということじゃなくて、やっぱりどういうふうな町政をつくっていくかということは、やっぱり10年、20年。この間、私、一部組合の大浦浄苑の会合があったとき、クリーンセンターの件でちょっと行ったときに彼言うてましたですね。私は30年先見越して計画立てる。もうここだと思ふんですよ。厳しい財政状況だから、人口減少に伴っていく。そしたら、そういったことの中で町としてはどういう方向性を見出すか。これを考えていかないと、行き当たりばったりでやったらいかんですよ。この行き当たりばったりというのは5年感覚です。わかりますか。こういったことでやってしまうと、結局先が見えてこないんです。だから、そのためにやらなければいけない町政が停滞してしまう。これが現実起こってるんです。そこの認識に立たないと、僕は行政としては失敗に終わると思うんですよ。それをまず最初に言うておきたいと思います。

ほんで、次に、これはほんまにちょっと私も読んで、まあまあなるほどと思った。これ町民の方読むとやっぱりショック受けると思いますよ、こんな見たら。そういう点では、しっかり今後の対応を考えていただきたい、こういうふうに思いますが。

そこで、若者、子育て、高齢者の支援の問題ですけども、今具体的に、先ほど3子めですか、からの給食費の無料のことを言われましたけど、ほかに何かあれば、具体的に考えることがあったらちょっとここで教えていただけますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 行政というか、政治というのは、結果が全てだと思います。そのプロセスの中で語ることも可能かと思えます。先ほど言いましたように、給食の問題にしても、どういうふうにするかということは、実施をいつできるかということはありませんけれども、そういうことも含めてやっていくと。高齢者とか、町の人が今回はいろいろな予算上計上できているのは、二河の田んぼ、畑を町の人が使えようということ、農協とも協力し合いながらやっていくと。ただ、あそここのところで私も、曾根議員が言われましたので、地域に行って調べてみましたら、当然田んぼでできておるときには水はけを、排水をちゃんとできていたと。昔からそれを守っていたのが、荒れた中ではそういう部分では整備されていないということが問題になろうかということもあります。そういうところも含めて、やれるということ、子育て世代に何ができるかといいますと、私も中学校まで医療費の無料とかというのは、これは年間にしたら1,800万円ぐらい余分にかかる事業でございましたけれども、郡内ではいち早く取り入れましたし、そういうことも含めて、やれるところはやっていく。ただ、5年というのは、10年の長期総合計画の中で5年で見直すという、ただその10年先のことの中では、こうい

うふうにやればできるであろうということは、具体的にという長期総合計画の中にはないというのは、実施と計画の中でその計画に沿った実施をやっていくというときには、その時代時代を物と考えて実行していくというのが私は行政かと思います。ただ、停滞するとかというのは、予算があれば幾らでも私もやっていきたい。私の本当に申しわけなかったなということが、新聞の記者に対して私が発言したという、申しわけないというのは、本当にもっと財政的に豊かであればこういうこともなくやれるかということの自分に対する反省でもあり、町民の皆さんに対しても申しわけないなという気持ちがそののあらわれで言ったわけでございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 何遍も言いますが、予算があればやれるというのは誰でも言えるんです。そうですね。予算があればできるんですから。予算がないから、町財政が逼迫しているから、大変だから具体的なためには計画性が必要になる。ここなんです。だから、私はやっぱり太地町のように具体的にプランを考えながら進めていくこと、これは僕は物すごい大事だと思うんです。ほたら、町民も、財政が厳しい状況の中で、今年度はこれについて我慢してくれと言ったら納得しますよ。だけど、そこがないままで、何もなしで行きますと、ほんまに大変なことになる。

その一つの例で、私、次、天満にある雇用促進団地の問題でちょっと質問したいんですが、これ前回は言いました。この問題、売却が全国的に問題になってるんですね。民間に売却となったときには、10年以後どうなるかというのはわからない。民間売却が決まったところはもう既に引っ越しが、転居が求められて引っ越し始めている。そのために、この天満の住宅に住んでいる人は大変不安に思っているわけです。私、先日、この団地の自治会長さんともお会いしました。話聞きました。ぜひ町で買ってほしい、こう言われているんですね。前に建設課長が購入しないと云われましたが、もう一度説明してください。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

ただいま御質問の雇用促進住宅につきましては、国のほうで平成17年7月に閣議決定がありまして、早期に譲渡または廃止することが求められておりました。それ以降、雇用促進住宅から本町に取得希望の説明がありました。関係各課で協議をいたしました結果、最終的に平成26年10月27日付で取得希望はありませんという最終的な報告を行っております。

それにつきましての最終決定の理由といたしましては、建物が昭和42年に建設で約48年間経過している。それと、玄関、台所が極端に狭く居住スペースが少ない。さらには、今後仮に町が引き受けた場合には、10年間続けてくださいという条件がついておりましたので、それに伴う管理予算が想定できない。さらには、駐車場がない、バリアフリー化されてない等の理由によりまして、町としては譲渡しないという結論を出して報告を行っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この雇用促進団地の世帯構成ですが、私前のときに12月に言いましたけども、覚えておられますか。ちょっと答弁して。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） 入居状況につきましては、2棟ありまして80戸可能でありまして、私どもが調べた時点では72戸が入っていたという状況は調べております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 那智勝浦町の雇用促進団地、これ県下で見ても入居率高いんですよ、物すごい。それほど必要とされているんです。これ多分上から2番目かぐらいまで入居率がいつていると思いますよ。そういう高い、九十何%でそんなにないんです。そやけど、ここはもう一つ上に96%というのがあったと思いますが、ちょっと今その資料がないので。これは勝浦はもう上位の3位ぐらいに入るはずで、入居率というのは。

私、前のときに言ったのは、今聞いたのはそういうことじゃなくて、ここなんですよ。20代の方が17世帯。これこの間も言うたですよ。30代が8世帯、60代以上が30世帯、計74世帯です。74世帯の人が入ってます。ここだけで55世帯ですか、あるんですね。74入っているうちの55世帯、若い人と、まさに子育て中の人と、それから高齢者。このときに、この長期総合計画というのはこう書いてるんです。施策の方向、住宅の整備、町営住宅の計画的供給と建てかえ、こう書いてるんです。計画的供給ですよ。そうしたときに、この団地の問題が何で出てこないのか。1年目から入った人は家賃1万8,000円です。安いですね。物すごい魅力的ですよ。3年たっても2万1,000円です。ちょっと家賃2万円としてですよ、どこに入れるとお考えですか。どういうアパートに入れるとお考えですか。ちょっと教えてください。家賃2万円です。那智勝浦町で。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

家賃2万円でどれぐらいの規模の住宅に入ることが可能かということなんですけども、ちょっといろいろ住宅の新旧もありますので、具体的にはこういうところというのはちょっとわかりかねます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） だから、実態をきちんとやっぱりつかんでないところに問題があるんです。2万円の家賃、私もこの間ある人に頼まれて、町営住宅出ないかんようになった。この値段で入れるとこ、津本さん、悪いけど探してと言うんですよ。その方は火事を起こされた方やから、探しようがないんです。何でかいうたら、それわかってたら断られますよね、火事起こした人の場合だったら。そうでしょう。前にそんなことがあるから、いや、そんなん困りますとなってきます。私、もう必死になって探した。家賃2万円が入るとこなんでまずないですね、普通に考えて。入れたとして、どういうところか。その人やっと入れた。それは2万

1,000円だったです。最終的に管理者の方と相談して2万1,000円です。かなり古いアパートです。もちろん耐震性もない。バリアフリーどころじゃない、お風呂もないですよ。駐車場は、そんな当然あるわけじゃないですね。そういったところにしか入れないんです、2万円で。だから、この2万円を入れる雇用促進団地というのは、もう若い人たちに物すごいありがたいんです。ここに目をつけていかないと、ここに住んでいる人たち、追い出されてどこへ行くんですか。どこへ行ったらいいんですか、2万円の家賃で。それ教えてください。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

出た場合どこへ行くかという質問ですけども、ちょっとわかりかねます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうですよ。それはもうしょうがないんです、そういう実態やから。この現実を見て、この雇用促進団地をどうするかということを考えていかないと、僕はやっぱりこういう人たちを路頭に追い込んでいくことになっていきますよ。現実には、そういう方で悩んでいる人たくさんおるわけですから、全県で、和歌山県内でも。私、そういう人たちの話も聞きました。だから、そうなりますと、今度若者の勝浦への居住を引っ張ってくるというようなことじゃなくて、逆に出ていきますよ、若い人たちが。できるだけ自分の仕事場の近くに行こうと。だから、若者の人口をふやしていくどころか逆行していく、そう思いますよね。だから、若い人たちが安心して低家賃で住める住居、これ絶対に必要なんです。

これね、前にも言ったんです、私。管理人は絶対買ってくれたほうが得やと言うんです。数字ではじき出してくれました。先ほど、何て言うたかな、このところで今建設のほうで言われましたですね。48年経過してるとか、10年間の管理をして、これ見たら、仮に串本町の場合は2,500万円で買うてるんです。串本町の場合、もうちょっと広いですよ。3LDKのああいいう大きな広い住宅もあります。それを含めて2,500万円で、同じです、ほぼ規模としては。2,500万円で買うてるんです。だから、5,000万円と来たとしても、交渉して値が下がってるんです。だから、そこは交渉力やと思うんですよ。仮に串本と同じように2,500万円で買ったとしてどうなりますか。年間のこれ70世帯、低く見て70世帯と見ても、年間の家賃収入が2万円としてですよ、1,700万円あるんです、家賃収入だけで。だから、彼言うてましたですね、絶対得やでいうて、何で買わへんのやろなと言うてましたです。10年間そのかわり維持してくださいよというのは、10年間の償還期間、借りた分については10年間で返してくれたら結構ですと。だから、年間にしたら250万円です。これを返済したらええと。そこで管理人要りますよね。管理人1人置いたとして、その人の手当を引いたとしても、1年間で1,400万円ぐらいです。そういう収入が入るんです、家賃でね。これ収入になるんです。だから、それを基金として蓄えたらええと思うんです。

だから、そういうことを通して、若者世代や高齢者への支援、これを具体的に考えていかないと、住宅問題というのは大変です、今。だから、そのところをしっかりと考えて、ぜひこの

購入の件、雇用促進団地、まだ間に合うと思いますんで、僕はこういうふうにしていただきたいというふうに思います。これは全県のほうでも私、ちょっとそういうことの交流会があったんで、和歌山まで行って聞いてきました。やっぱり残すための努力をしようということで、取り組みをしようということで、ほかの団地でも他市町村でもそういう取り組みをこれからしていくということでは言ってましたです。それをぜひ対応を考えていただきたいと思うんですが、ちょっとどうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

本町への売却の提示額は5,000万円でございます。したがって、そういった金額も含めて購入しないという結論に達しております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 5,000万円というのはどこでも言うてるんです。だから、交渉してください。交渉して、こんだけやったら町で買いますということで交渉して、そして向こうと対応してみてください、一遍。

ほんで、この間クリーンセンターの問題があったときに、天満区との話し合いで、中村地区の避難場所の件が多分出たと思うんですが、それ町のほうとして何とかしてほしいということでも出たと思うんですが、この雇用促進団地、これでしたら屋上を避難場所にできるじゃないですか。2つあるんです。十分とれますよ。上に避難倉庫でも置けば十分避難場所として活用できる。そういったことも含めて考えていかないと、ここで幾ら住宅の整備やと書いてても、こんな絵に描いた餅ですよ。具体性が何もない。だから、そこはちょっと真剣にほんまに考えてほしいなど。今ここですぐ返事せえといっても無理だと思いますんで、一遍持ち帰ってぜひ検討してください。

それから次に、ちょっと保育所の保母さんの関係も出てきますんで、ちょっと言いますが、時間まだありますね。

今、世間で、ブログの中で保育所問題、書き込みがあって問題になってますね。私もあれ見て、私らも同じ気持ちやと。私自身も、保育所から無認可保育所の問題のときから、それから無認可の学童保育、それから保護者会の会長や保育所では父母の会の会長もやったりしてきたんで、そのことは物すごいようわかります。やっぱり保育士さんの待遇が物すごい悪いんです。こういうことから来て、だからああいうふうな書き込みが出てきて僕は当然だと思うんです。それをきちんと受けとめなかった政府にも問題があるとは思いますが、だから今必死になってますよね。名誉を取り返すためにいろいろやっておりますが、時既に遅いです。

ほんで、保育士さん、教育の仕事に携わりながら、何というんですか、保育士さんといえれば、やっぱり三つ子の魂百までといいます。3つまでの子供をどう育てるかによって大きく変わるんです、人生。それが昔からの教訓ですよ。三つ子の魂百まで。だから、教育の仕事に携わりながら保育士さんの待遇はずっと悪い。輪をかけて悪いのはやっぱり臨時の保育士さん

ですよ。この待遇も余計に悪い。保育所の先生にも臨時職員さんがかなりいるわけですが、ちょっと何%いるのかというのを教えていただきたいのと、それから正規職員の皆さんと同じように仕事をされて、担任まで持っても手当が非常に少ないんですよ。全く差が出てきます。臨時職員さんの担任手当幾ら出されてるんか、ちょっとそれをお聞きしたいです。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

担任手当につきましては、平成26年度より支給開始をいたしております。月額5,000円でございます。それで、昨年度いろいろ現場の臨時の方と直接お会いしましていろんな意見をお聞きしました。その結果、平成28年度からは3,000円アップで、8,000円ということで予算を計上させていただいております。

それと、先ほど言われました臨時職員の構成比でございますが、臨時職員につきましては、1日来られる方とか時間で来られる方いろいろございます。それで、平成28年度、今後につきましては、必要保育士数が47名で、そのうち正職が18名、臨時職員は30名で行うという段取りになっております。正職員の構成比で申しますと38.3%で、残りを臨時職員でお願いするという格好になります。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） ですよ。だから、本来ならばきちんとした保育士さんが、もちろん保育に当たっている方は、この間私あのときに反対した部分がありますが、あれはやっぱり民間に、株式会社とかが参入できるようになったら大変なことが起きてくるということで、私はあのことには反対したんですが、臨時職員ね、本当に全国的にそうなんです。うちだけじゃないんです。だから、福祉課が悪いんでも何でもない。町が悪いんでもない。だけども、そこに目を当てていかないと、やっぱり子育て世代に対しての、いわゆるお父さん、お母さんに安心感を与えられない。保育士の免許を持ってない人が入ったがために、途中で窒息して亡くなったとか、いろんな問題が出てきてます。だから、そういったことで不安を持ってもらわないためにも、きちんとした保育士さんに対しての手当てをしていくことが必要だと思うんですが、先ほど言いましたように、正規の職員とかなりの差が出てきています。これやっぱり格差なんですよね。結局ワーキングプアのもとになるんです。

ほんで、これは保育士さんだけでなく、学童の保育の指導員さんのほうでも同じです。学童保育の方はやっぱり時間帯でパートに入るわけですが、夕食の時間に全部重なってきます。そうなってくると大変ですから、本当に臨時職員さんの待遇改善、これを真剣に取り組まないと、私は本当に大変なことになってくると思いますよ。この間も新聞にあってちょっとびっくりしたんですが、来年度の学童保育が定員オーバーで抽せんになるということが新聞報道で出てびっくりしました。だけども、幸いに福祉課の対応が早かったおかげで事なきを得て、すぐ確保できて、その問題は解消したんですが、こういった問題、これからたびたび出てくると思うんです。だから、共働き家庭が本当に安心、これからさらにふえていくわけですから、

こういった問題に早目に手を打ってしっかりと対応していただきたい、こういうふうに思うんです。

もう一つは、どの持ち場にもいる臨時職員さん、これやっぱり構成多いですよ、全体的にも。臨時職員さんは若い人や子育て世代の人が大体なってます。その臨時職員さんらは、やっぱりその部門の仕事が必要だからそこに採用されているわけですよ。中には、何年かの勤務によって、これ前に言いましたけども、正規の職員さんよりも仕事ができる人がある。しかし、今回、これ一般会計予算の質問のときに言ったんですが、正職員の給与だけが今回改善されているんです。当然、臨時職員さんの分は置かれてるんですよ。こういうふうにして、今回のように正職員の給与だけが上がって、ほいで臨時職員の皆さんはそのままと、こうなるときにはこの格差というのは完全に広がってきて、そうしますと正職員の皆さんと、それと臨時職員の間これ溝できると思いませんか。普通だったら思いますよね。これ僕ははっきり言って、上げるときに一緒に考えてあげられなかったというのは、僕は行政の落ち度だと思うんですけども、どうですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 一般会計の当初予算のときでも御質問いただきました臨時職員さんの件でございますけども、本町でも業務の補助に携わる方とか給食調理員さんとかさまざまな業種がありまして、賃金の体系も日額も異なっております。本来でしたら、職員がするものを臨時的な職員さんで行っておりまして、経験もあって常勤化している例もございます。前回もお答えさせていただいたんですけども、今後通勤手当等の改善と同時に、体系的な制度の見直しも行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君）

-----  
-----  
10番津本君。

○10番（津本・光君）

それから、先ほど保母さんの件で、47名中の18人が正規の職員さんということで、あとは全部やっぱり臨時の職員さんですね。通勤手当もない。僕、通勤手当出してやるのは当たり前だと思うんですよ。ほんで、今臨時職員さんのこれ普通の職員さんもない。時間給、日給月給ですか。そしたら、何人おるかも含めて、そういうものを掌握しながら、正規の職員さんにやるときにやっぱり一緒に考えてやらないと、同じ職場の中において、あの人は給料上がったわ、私はそのまんまや。絶対ええ気持ちしないですよ。だから、そこをしっかりと考えてほしいなというふうに思うんです。待遇改善の問題は、前のときも言いました。那智勝浦町が一番悪いんです、正直言って。いろんな制度というのはほかのところにはほんまに丸ついています。だけど、那智勝浦町はついてないのが多いんです。だから、そういう意味でもう一回しっかり見直して、ほんで待遇改善の問題、喫緊の課題としてやっていただきたい。早急に対応していただきたい、こういうふうに思います。

特に本町において、町民の間に立ってる臨時職員さん、対応のところでおられますよね、1階のところ。そういった職員さん、こういったことで、そういった臨時職員さんにはそういう待遇改善をしながらやっぱり全体の奉仕者として頑張ってもらいたいということを伝えてほしいんです。臨時職員の対応でまずいというようなことをいろいろ聞きますから、やっぱりきちんと制度面で改善しながら、それで全体の奉仕者として頑張ってもらいたいということをしっかりと伝えていただきたいんです。

次に、それを最後をお願いしまして、観光行政の問題でちょっと質問させていただきます。

12月の議会のときに出されました過疎地域自立促進計画ですね、これで那智勝浦町の世界遺産の玄関口是那智の駅と、こういうふうに言われているんですが、私は世界遺産の玄関口是那智駅ではなくて、これはあくまでJRが交通手段をつくってくる場合の入り口であって、世界遺産の観点から言えば、私は中辺路と大辺路の中継点にある浜ノ宮、ここに補陀洛山寺がありますよね。ここと私は那智の浜だと思うんですよ。町長はそんな点はよう知ってると思いますが、那智の浜は歴史的にどんなことで有名な浜ですか、ちょっとお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 鎌倉ぐらいからですかね、補陀洛渡海のあれで三十何名の方が入水をやられたというところがございます。そういう意味では、歴史の深い那智浜海岸だと思っております。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） そうですね。熊野と補陀洛を結ぶ観音信仰の中継点です。これがそこになってるわけですね。この那智の浜が年がら年中やっぱりごみだらけなんです。今もそうです。毎日私は歩いてますからわかります。私、これ国体前の9月議会で言うたんです。那智の浜のごみの問題について意見も言うた。残念ながら、国体の開催中も汚くて変化はなかったです。

自然と歴史、観光の町、10万人の観光客を掲げた町長として、あの流木だらけになった浜見て何とも思いませんか、ちょっとお聞きします。ほいで、そこはどこが管理するんですか。質問です。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

那智の浜の管理ということでございますが、夏の間、海水浴場シーズンにつきましては、町のほうから県のほうに申請いたしまして、そして観光協会のほうで管理いたしてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 僕はこの間、担当課からこの前も聞きましたんで。だから、僕は行政のそういう観光客誘致を考えたトップとして、今のああいふ状態を見てどう思うかということを知りたいんです。だから、それはもういいです。

ただ、9月議会で町長にもそれを聞いたわけですが、結局観光産業課のそういう答弁です。

れども、ちょっとほっとしたのは、あの国体前に町職員の皆さんがボランティアであそこを、木戸浦のどこですか、清掃をしてくれてた。これは非常に感謝してます。よかったなと思いました。だけど、那智の浜もきれいであればもっとよかったなと思うんですが、あそこは手作業では無理です。やっぱり大きな木があるんで。ほで、天満の方が良心的に、長いままだったら持っていけないだろうからと言って、3等分ぐらいに切ってくれてます。けども、それはそのままです。やっぱりそれは個人で持っていくようなことはできませんから。だから、そういう点では、もうちょっと手を打つべきだと思うんですが。その点でやっぱり白浜なんか行ったらきちんと管理されてるんです。あそこなんかはね。夏になったら、平日私も一遍、朝早うにあそこを散歩したことがあるんですが、私犬連れてますから、朝の早い時間でもあの浜の中に入っていかれへんです。あんなにきれいにされてたら。途中で白浜の方が来られたんで、どうするんかと思ったら、途中で入りかけたけど、またすぐ出てきました。やっぱり管理されてるからそう思うんです。けど、汚いままに放置されてたら当然ごみだらけになります。それはもういろんな人が気をつけて拾ってくれてる方もおります。

そこで、質問なんですけれども、先日私、観光産業課に、バギー車1台買うというんやけど、それでやれるんかと聞きました。本当にあの広い浜をちいちゃなバギー車で清掃工事に当たれるんか、丸太もあるのに。それで本当にきれいにできるんか、これちょっと町長に聞きたいです、もう一回。観光産業課に聞いたら多分同じ答弁になると思います。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その辺については、宮崎県の青島でああいうのを使ってやってるという、面積的に言えばうちと変わらないかなと思います。そういうところから、あれでも対応できるんじゃないかと。ただ、今、去年まで使っていた清掃車については、1,000万円もかかるというんで、とてもそういうものを買いかえていくということはなかなか難しいかなと。何とか修理できないかなということも考えて、見てもらったら、もう既にそのメーカーがその製造をしていないとか、会社がもうやめているというんか、なくなってるというんか、そういうような状況で、部品も、もう20年近くなりますので、ありません。そういうことで、今回はバギーで一回やってみて、その辺がどれぐらいの効果があるかということも見きわめながら、今後はまたもう一台導入するなら導入するということで、検討は加えていきたいと考えます。

○議長（中岩和子君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 去年まで使っていたって、去年あそこを掃除したのは1回だけです。だから、年がら年中、だから夏のシーズンだけです、きれいにしてたのは。けど、向こう側のほうに行けば、やっぱり固めたやつ、流木のちっちゃいやつが固められて山にして置かれます。だから、ほんまに世界遺産の玄関口と言うんであれば、もっと僕は手を入れるべきだと思うんです。あの雑草の件も含めてね。だから、それはぜひ今後考えていただきたい。

それから、国体のときに、私、そやからその前に、だからと思って行ったんですけども、その人たち、ここら一带全国からたくさん来てるわけですが、その人たちにどんな印象を与えたか。これね、あの那智の浜見て、僕はその点ほんまに疑問に思うんです。そういう点の配慮が

やっぱりされてないでしょ。国体の開催期間中に私、犬の散歩がてら毎日回ったんですけども、あの歓迎の旗ですか、あそこの体育館の周りがあるけど、町の中にはないですね。それから、恐らくそういった中で、町歩いてて関係者の方は、私ら来て歓迎されてるのかなという気持ちを持たれた人もおるんじゃないかなと思うんですが、レスリング大会のときは、やっぱりかなり合宿で来てますから、なれておられる方もおります。だから、コインランドリーもたくさん使ったりね。ところが、剣道の場合は初めての方のほうが多いから、このときは本当にさみしかったですよね。もう閑散としてます。その人たちが言うてたです。国体のときでこれだけさみしかったら、何もないときというのはもっとさみしいんでしょうね、こう言うてたですよ。だから、そこらはずっと同じようなゴーストタウンになるような感じで、そして全国から来る国体の関係者を本当に町全体で明るく迎えるという、そういう雰囲気づくりをトップを筆頭にやっぱり考えていかないかんんじゃないかと。そういう点では、打つべき点がやっぱり打ててないということを物すごい感じるんです。

そういう点では、いろんなことをやっていく場合に、さっき言ったようなプランの問題もそうだし、担当者任せにするのではなくて、やっぱり町長が気のついたところはそのときに町でも回って行って、あ、ここができてなかったら、こうせえよというようなことも含めて、やっぱり観光客に優しいまちづくりをしていかないかんと思うんですが。

それとあわせて、那智勝浦町から車で来られた方、これは前に、玄関口どこやと言うたら、バスターミナルということで、来年改修される予定だそうです、あそこの体育館前のバリケードありますね。あれバス入ってこられたら、あのバリケード見てどんなに思いますか。あのバリケード見て。普通、観光地ですよ。観光地のときに、大きな体育館あるとこに、その前にバリケードがあるんです。ちょっとこの光景というのは僕は異常やと思うんですよ。だから、こういったところに目が届いていないということに僕は観光の町として売るところの細かい配慮が欠けてるんちゃうかと。これは前にも言いましたけども、那智山までの間に那智駅からトイレがない。これもそうです。だから、優しい観光の町をつくっていくためには、ぜひそういうことにしていただきたい。

私、ここにきょうはちょっと持ってきたんですが、これ串本町が出してる大辺路の古道マップなんです。向こうはかなり大辺路の開発に取り入れてて、これ広げたら6メートルあるんです。ここに田辺から那智勝浦町までずっと書いてある。感心しました。これ全部手づくりです。それだけではなくて、橋杭に関しても、こっだけ手づくりで資料出してるんです。この中なんか手書きですよ、全部。こういう資料出してる。そして、観光の開発に努めてますね。非常にこういうのを見たら、1,500円です、これ。買ってきましたけども、あったかみを感じる。値打ちがありますんで、私、1,500円でも安いなと思ったんですが、そういうものです。串本町の、だからここは熊野三山まで田辺から全部紹介されてます、手書きで。そういう点では、ぜひ今後那智勝浦町もしっかり考えて、こういう観光行政をぜひやって、ほいで聞きましたら、串本町の観光協会の補助金、1,034万円らしいです。古座町のもありますんで、そこは事業収益もあるから、50万円の補助金だというふうに言うてましたです。

だから、そういう点では、私もこんな那智勝浦町にないのかなと思うてずっと見てたんですが、やっとの間ある人に紹介していただきまして、こういうふうに熊野古道マップというのがありました。これ那智勝浦町観光、いいですね、こんなあったかみがあって、手書きです、全部。これがほたらどこにあるかと思うて探したんですが、残念ながら町のあちこちには置いてません。ぜひこういった活用も含めて、これはやっぱり連泊を見越して、そういう人たちのために案内をつくれた僕は古道マップだと思います。だから、そういうことも目指して、那智勝浦町は冬場はマグロがあります。夏は海水浴がありますね。そして、秋と春は古道めぐりができます。あと5分ですね。だから、そういうことも含めてぜひ考えてほしいなと思います。

最後に、ちょっと時間ありませんので、もうちょっと言いたかったんですが、マグロの問題は、私、この間キッチンカーの問題が出ましたんで、そのときに修正討論の中で話をしましたんで、またそのときのことを思い出してもらえたらと思うんですが、やっぱり集客のことを本当に考えていかないと大変になるだろうと。町長も100万を目標に掲げてますが、実際には50万、60万の観光客しか宿泊客目標が達成できていません。ぜひそういう点では考えていただきたい。

それから、最後にちょっと観光行政とあわせて、色川地区の問題で私ちょっと質問したかったんですが、それも時間ありませんので、また次回にしたいと思いますが、色川地区の景観を守る取り組みでぜひ考えていただきたいなというものもあるんですが、その話ししていきますと時間ありませんので、申しわけありません。次にちょっと回させていただきます。

もう時間も来ましたので最後に、私は今後のことを考えていくために、ちょっと三軒さんの熊野新聞に出たやつ、あ、おもしろいなと思って読ませていただいたんです。「真剣だと知恵が出る。」これ格言にしてる部分ですね。「中途半端だと愚痴が出る。いいかげんだといいわげばかり」こういう格言です。先ほどの熊野新聞のインタビューの記事で町長が言いましたけども、やっぱり具体的なプランを持ってやっていくこと。この三軒町長が言うたやつ、これが誰が言ったのかなと私調べてみたんですが、これね、一遍私もこの本読んでみたいと思うんですが、元三井物産の副社長で住宅金融公庫の総裁などを歴任した、今現在津田塾大学の理事長をやっている島田精一さんという、その方の著書の中に、ちょっと文言が違うんですが、これが一緒だと思います。「真剣だと知恵が出る。中途半端だと愚痴が出る。やる気がないといいわげが出る。」こういうことが格言として紹介されているそうです。これをちょっと町長にもこれを受けとめていただいて、そして最後に、この間きのうの委員会で新病院の問題で人工透析の患者さんから出された請願書が委員会のほうでは採択されましたが、この請願書、しっかり受けとめて今後とも対応されることをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（中岩和子君） 10番津本議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開11時15分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時58分 休憩

11時14分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、5番石橋議員の一般質問を許可します。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 今回の定例会は、第9次那智勝浦町長期総合計画の策定のタイミングであるということで、関係資料も当局より御説明いただきました。その中について、中身に触れながら、あわせて町民の方の声、それから自治体の運営方針などについて、そういった流れで質疑をさせていただきたいと思いますので、お願いをします。

初めに、子育て、教育、そのあたりからお尋ねします。

お子さんと親御さんの環境についてです。

先日、町内にて本町在住の方の発案、そして当局の支援のもと、小さいお子さんのいらっしゃる親御さん方の町民ワークショップ、いわゆる意見交換会が開催されました。私も参加させていただきまして、さまざまな御意見を伺ってまいりました。その中から幾つか質問をさせていただきます。

まず、結婚や出産を機に本町へ移住されてきた方が、移住先の地域のいろいろな委員、役員の方の役割とかかわり方がいま一つわからないという御意見がありました。そして、話し合いの中で、どんな組織があって、窓口はどこなのかということを示す継続的な周知がなされていると、なお、より住みやすいという御意見に絞られました。これにつきまして当局の御見解を求めます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町民が主役のまちづくりとして開催をしておりますワークショップでの中身かと思えます。そしてまた、今の議員さんの御質問の若い方々で転入された方、例えば区のほうの役割ですとか、行政のほうの役割ということになるかと思えますけども、例えば行政に関しましては、もう少しそうやって入ってこられた方に対しての目配りといえますか、広報も必要かなと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 周知のための工夫、改善を求めていきたいと思えます。

次です。子供を安全に遊ばせられる公園が欲しいという要望が出ておりました。これは小学生以下の年齢を対象にした遊具の導入、例えば落ちないようにベルトがついているですとか、工夫のなされたブランコですとか、そういったもの、小学生以下のお子さんでも安全に遊ばせられる遊具の導入ということは考えていないのか。できることなら今後検討していただきたいという御意見がありました。当局の御見解をお願いします。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

遊具の設置につきましては、27年度で一部、宇久井地区の建設の事例がございます。今年度につきましては、予算計上しておりません。各公園、児童公園にはもう既に遊具等設置されているところがありますので、そういった要望を聞きながら今後も進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） はい、結構です。

田辺市新庄公園には、休日になるとたくさんの家族連れの訪れる公園があります。こちらは新宮市、かつらぎ町からも休日にはたくさんの家族連れのお客さんが見えるということで、フリーマーケットが開催されるようになったり、売店の出店があったりと、すごくにぎやかな振興を見せております。魅力ある公園となると、そこまで人に訪れてもらえる魅力があるということですので、それを踏まえて、よいまちづくりを目指していただきたいと思います。

次へ行きます。那智高原を活用する考えはないのかという御意見への当局の見解を求めます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

現在、那智高原公園のほうは、遊具等々は全て使えない状態でございます。そしてまた、管理施設もなくなっておりまして、現在ウォーキングをされる方のためのトイレをこの間設置したところでございます。そういったことで、今後これを活用していくというめどが立っていない状況ではございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 自分の席番を言って手を挙げていただけますでしょうか。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 提案です。間伐材を使つての近畿一のアスレチックフィールド等の設置を御提案します。あの場所でそれをやると、名所になる条件があつた場所にはそろっていると考えます。林業振興においても意味があることだと思いますので、御検討くださればと思います。

次に進みます。避難場所の周知、避難経路の表示、標識をもつと町内各所にふやしてほしいという御意見が出されました。これにつきましてよろしく申し上げます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 津波避難・困難地域もたくさん抱えております本町におきましては、避難誘導というのは本当に大事なことでございます。

避難の看板の設置の状況でございますけれども、平成26年には那智中学校、それから駿田山、森山の前、バスターミナル周辺に避難看板を設置してございます。また、平成27年度におきましても、下里中学校周辺に避難誘導看板を設置してございます。また、28年度お認めいただい

た予算では、二河のタワーなり宇久井の県営住宅、それから国道の主要な位置に設置をしたいと考えております。これからは国道等主要な道路から避難場所への看板を優先的に設置をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 回覧等の利用で、さらなる周知をよろしくお願ひしたいと思ひます。

あわせまして、太田川周辺にも長年たつておる河川が氾濫した際の避難方法でしょうか、書いてあつたであろう看板があります。ひどく色あせておりまして、解読できず、役に立っておりません。太田川は夏場に遠方より遊びに来られる方たくさんいらつしやいまして、設置後の看板の点検等も力を入れていつていただきたいと思うのですが、その点につきまして当局の御見解を求めます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 太田川の避難場所といひますか、放流があつた場合にサイレンを鳴らしたりして避難するということだと思ひますけども、その看板が解読できないというふうなお話かと思ひます。一度県とも相談をさせていたゞきまして早急に検討してまいります。確認をさせていただきます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 同様の看板が町内で確認された折には、ぜひ対策を講じていただきたいと思ひます。

そしてまた、観光地としての魅力を上げるためにも、外国語の表記、また外国の方にもわかりやすい伝わるデザインを取り入れていただけられるようにも視野に入れていただけたらと思ひます。

次に移らせていただきます。小学生以下のお子さんを対象にしたイベントがもっと欲しい、そういった声がありました。これは町内に小さいお子さんを遊ばせるために連れていけるような場所が余りないということも影響があるのかもしれませんが、これにつきまして当局の御見解を求めます。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） お答えいたします。

福祉課の関係でございすけども、福祉課の関係で申しますと、小さい子供と御父兄を対象に子育て支援の事業という関係で事業を実施しております。その中心となっておりますのが、勝浦認定こども園の中にございす那智勝浦町地域子育て支援センターでございす。その事業を通じて、各保育所もそうですけども、そういう事業を通じて、イベントという形ではございせんが、もろもろの子供を対象に事業を実施しております。

以上でございす。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 町内在住の家族の方もそうなのですが、最近私のほうでいただいた声の中には、お子さんを連れて観光で本町へ訪れた方の電車を待つ時間に、子供を連れて遊ばせられるところがないという、町内以外からもそういう環境整備を望む声がありましたので、観光強化という面でも考えて対策を講じていただけたらというふうに思います。

次へ行きます。学校給食の問題です。

実現に向けて、こちらはもう以前から望まれる声の多い要望です。児童・生徒の教育面からだけでなく、仕事の都合上、お子さんのお弁当をつくる時間がなかなかとれない、そういう保護者の方の事情も要望動機には含まれております。こちらについていま一度当局の御見解を求めます。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

今の御質問は、中学校での給食の実施のことかと思えます。現在、小学校では行っておりますが、中学校ではまだ給食を行っておられないという状況でありまして、本年1月に小学校の保護者、そして中学校の保護者を対象に、中学校での給食についてのアンケートを実施しております。そちらにつきましては、7割以上の保護者の方がぜひ中学校での給食が必要であるというような回答でございました。それを踏まえまして教育委員会といたしましても、その実施に向けて、どのような整備が必要か、あるいは経費が必要か、そういったところを現在検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 実施したいという方向で考えておられるということです。それに対して、いつごろの実施見込みであるとか、時期、そういったお考えはどういったものかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

実施の時期につきましては、これはまだ明言等はできません。まずは、各中学校に調理する場がございませんので、どこで調理をするかといったことの検討を進めなければなりません。先ほど町長からも発言ございましたが、給食センターのようなものをつくるのか、あるいは各中学校に調理場をつくるのか、それとも近隣の小学校の調理場を利用して中学校の分をつくるのか、そういった検討の中で経費の面も含めて進めておるということで、そういった方針が出て、経費面がわかってまいりますと、そこから具体的な実施時期の検討にも入ってくるかと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 財政状況とあわせて考えていくということかと思えます。確かに減少傾向にあります子供さんの数に合わせての計画の作成は、当局のおっしゃるとおり、コスト面にお

いて難しいものと思いますが、例えば社会福祉協議会の活動の中で、御高齢の方のお宅に定期的にお弁当をお配りするというものがありますね。こちらのお弁当は協議会に関連する女性の方で手づくりをされているということなのですが、だんだんつくり手の方のさまざまな御負担が大きくなっているとも聞いております。あわせて、これからはどうしても買い物難民がふえてきます。その後、並行して、自分の食事を自分で用意することができない方がふえてまいります。それから、災害避難時、水や食べ物の確保も心配であります。本町はそういった潜在的な課題、まだたくさん抱えています。そうした背景の中で、町民の食を守るという観点から考えますと、やはりセントラルキッチン、いわゆる集中料理施設の設置は考えていかなければならないと思います。これは緊急性でいえば高い部類に入ってくるのではないかと考えております。

ここからお尋ねします。こういった問題が目の前に差し迫る中での新病院建設、病院と集中料理施設を分けて建設して将来に対応していくという考え方は、計画の当初視野にあったのでしょうか。よろしくお願ひします。

○議長（中岩和子君） ちょっと質問の通告の要旨の中に入っていないところがあるんですよ。そうなりますと、通告順に従ってというところがございますんでね。どうでしょうかね。

〔「通告してなかったも、答弁できる場所はしてもろたら」と呼ぶ者あり〕

待ってください。今聞きます。答弁していただけますか。はい、よろしくお願ひします。

○町長（寺本眞一君） お答えします。

病院建設する際に、いろいろな業者の方が全一式を施設からつくってやらせてもらえないかということの問い合わせはありました。しかしながら、病院食とそういう全ての学校給食、老人食というようなものをする、いろいろな面の弊害が出たりする場合がございますので、そういうことはうちは安全策をとって病院は病院ということ、これは計画の中にも入ってなかったわけなんですけども、そうやってきたときにはそういうふうな形で対応いたしました。今後も集中方式のそういうセンターみたいなのをつくって全対応できるかということ、今の財政の中ではとても無理かと思ひます。そういう意味で、今後は学校給食までは、今教育委員会のほうにも指示をして、できるかできないかという今検討をさせているところでございます。できる限り早い時期に実施できるようには努力してまいりたいと思ひております。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 教育方面に限らず、福祉の面からでも非常に大事な緊急的に対策を講じていかなければいけない問題です。教育に限定せず、福祉とも連携をしていただいて、前向きなまちづくりに取り組んでいただけたらと思ひます。

次です。

○議長（中岩和子君） ちょっと待ってください。そのことについて。

福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 先ほど社会福祉協議会のお弁当の話もございましたが、それ以外に、

湯ごりの郷のほうへ配食サービスを現在依頼をしております。それはいろんな介護の関係とかいろんな手続が必要になることもあるんですけども、そのあたりも含めて、もし御相談がございましたら福祉課のほうへ相談いただければ、いろんなお話はさせていただけると思います。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） よりよい町民サービスのために頑張ってくださいと思います。

続きまして、通学路の安全性についてお尋ねします。

太田地区市屋から太地駅の区間におきまして、歩道があったりなかったりしております。歩道のない区間におきましては、もう通学や帰宅途中のお子さんのすぐ横を大型車両が通過している状況になっております。昨今、自動車事故が増大している中で、これは急を要する課題だと考えております。これにつきまして当局の見解を求めます。

○議長（中岩和子君） 建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君） お答えいたします。

議員お尋ねの市屋交差点からJR太地駅までの国道42号の歩道整備の関係でございますが、議員御指摘のとおり、交差点から一部の区間につきましては歩道が完成をしておりますが、おむね歩道がないような状況でございます。

歩道の整備につきましては、国土交通省のほうへ既に要望を出しておりますが、国土交通省からの回答といたしまして、事業化をするためには用地買収が必要になってきます。そのために、必要な地籍調査をまず完了させてくださいということが条件としてついてきます。したがって、うちのほうも地籍調査、町内全域で進めているところでございますが、できる限り当該地区も地籍調査を進めた上で要望を上げていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 子供さんのみならず、御高齢の方も太地駅から通勤をされている方、たくさんいらっしゃいます。地域の子供さんが高校生になったときには、もう必ず太地駅を利用して高校に通わなければならないので、ガードレールを先に設置して、とりあえず安全性を確保するですか、もう緊急的な対策を講じていくことも御検討されていってほしいというふうに思います。同様のケースが町内各所にあるかと思えます。そちらのほうもよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、町営墓地についてです。

町営墓地の拡張が今後求められてきたときがもしあればですが、比較的新しい埋葬法であります樹木葬ですね、御検討いただけないかというお声もいただいております。人生の終えんは自然に恵まれた熊野のこの地で自然に帰ることでなしたいという思いの方が町内外少しずつ要望が高まってきております。これにつきまして御見解をいただきたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

町営墓地なんですが、今駿田に114区画、勝浦に337区画ございます。両方合わせまして現在20区画程度のあきが出てございます。

町条例に関しましての町営墓地の部分でございますが、火葬後の焼骨を埋葬する墓地を御用意いたしております、墓石あるいは灯籠等を設置する形でございます。現状の墓地でございますと、議員おっしゃっている部分の拡張はございません。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 結構です。

次です。ヘルスツーリズムについてです。

ヘルスツーリズム、医学的根拠に基づく健康回復や健康維持、健康増進につながる観光のことです。現在、観光庁、旅行会社、地方自治体などが連携して各地で観光資源開発が行われており、市場規模としましては4兆円になってくると言われております。本町は、医療、健康、観光、どれもでございます。力を入れていくべき分野と考えます。観光方面の振興になります。これにつきまして当局の見解を求めます。

○議長（中岩和子君） この要旨の中に載ってないんで、ちょっと答えるのに非常に難しいところがございます、どなたがこれについてお答えいただけますでしょうか。

〔5番石橋徹央君「じゃあ、またの機会に」と呼ぶ〕

そしたら、また通告をしていただきまして。申しわけないですね。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 第9次長計基本計画の中にもございます、福祉が充実したまちづくりということで、地域で支え合う社会福祉、社会保障の充実とあります。現状、もう地域で支え合う人足が限界を迎えてきておるんですね。地域機能の後継者不足、地域の区長また役員等のなり手がなく、地域の住民による機能の維持に限界が見えてきている中で、その対策が全く講じられていないこの計画はもう少し深く考えていかなければいけないことだと思うんですね。それにつきまして当局側の御見解を求めます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃいますように、人口が減少して少子・高齢化社会が参ります。その中で、地域を支え合うといいますが、その地区の役割ですとか、それぞれの役員さん方の役割というのは非常に大きくなってまいります。よく今区長連合会等でもお聞きしますと、やはり区長さんのなり手がなくとか、役員さんになかなかしてもらえないとかというふうなお話もございます。これから長期総合計画を策定するに当たりまして、やはり地域で支え合うとか住民主導というふうな形のものを前面に押し出してこの長期総合計画が策定されておりますけども、今後そういう区の役職を担っていただける方、若い方々の育成等も大事な面があるかと思っております。また、区長連合会の区長さん方とも御相談をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 今、若い方とおっしゃいましたが、もう兼業で区長をやるということは非常に難しいですね。どうしても現役を引退された方が対象になってきます。地域のことをよく知っているという利点も含んでのことなんでしょうけども、確かに若い人が区長として次世代に紡いでいければいいんですけども、まあ理想です。もう限界集落目前の地域も本当にたくさんありまして、もうこれは地域に住んでいる人だけでは機能維持していけないんですよ。区長の役割を持たせた職員の派遣ですとか、そういったことも考えていかなければなりません。全国の地方で同じ問題が起こっていますけども、これまでと同じことをしてはもう機能が破綻します。これは危機感を持って、先手を打つ姿勢で対応に臨んでいただくようお願いいたします。いま一度当局の御見解をお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 議員さんおっしゃいますとおり、そのような事態に今後なり得ると考えております。また、色川、太田地区におきましては、集落支援員さん、それから地域福祉協力隊というふうな形で支援もさせていただいております。これからも地域おこしとか過疎対策とか、そういうことが非常に重要となってくると思います。その中で、特に定住を目的とした地域おこし協力隊もそうなんですけども、集落支援員さんの役割というのが非常に大きな役割を果たすことになろうと思います。行政と住民との間に立って、過疎の対策でありますとか住民の支援をしていただく。色川と今太田に配置しておりますけども、その方々の役割に期待もしたいところでございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 集落支援員さんの力をおかりするという答弁でしたが、集落支援または地域おこし協力隊が地域と行政の間に入って取り組んでもらうという答弁でしたけども、それは地域があってこそ成り立つ仕組みですよ。その地域が今、もう機能麻痺を目前にしているんですね。そこに力を入れていく具体的な対策を講じてほしいと強く思うところであります。

次に移らせていただきます。グリーンピア跡地の利活用をどう進めていくのか。もうそろそろ視野に入れて具体的に進めていかなければいけない時期。

○議長（中岩和子君） グリーンピアについても、通告をしてくださってない。これ恐らく町政ビジョンの中に含めてのことかとは思われるんですけどね。ちょっと要旨が入ってないんで、細かい答弁はいただけないかと思いますが、それでもよろしいですか。

〔5番石橋徹央君「返答はいただけませんか」と呼ぶ〕

どうでしょうかね。いいですか。その中で、町政ビジョンに含まれているというふうにして捉えて、進めさせていただきます。

〔5番石橋徹央君「感謝申し上げます」と呼ぶ〕

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） これまで維持管理費だけ投じることになってきましたグリーンピアの跡地

です。これも4月以降の使い道を考えていかなければいけない時期に入っただろうかと思う中で、当局としてはどう捉えているのか、もし少しでもと思いますので、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） グリーンピア南紀の跡地の利活用でございますけども、大半の部分が太地町、前面の部分が太地町でございます。本町はホテル部分等になって、それと後ろの那智勝浦道路よりも山側の広大な地域となってまいりたいと思います。ホテル等につきましては、もう積極的な活用、できますれば活用をしたいということで考えてございます。太地町さんと一緒になって協力して活用のほうを考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 今、太地町とともに活用法を考えるということで、私もそのように思っております。連携が鍵となってくると思います。本町と太地町で跡地の利活用を審議する審議会等の設置が初期の段階から必要かもしれないと考えております。おっしゃるように、連携を前提に進めていただけたら非常によいと思います。

次に移らせていただきます。外国の観光客の方にも優しい観光地を目指す必要性が高まってきた中で、それについて観光方面、本町の思い、施策等あれば御答弁をお願いします。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、今後の観光につきましては、インバウンドの関係の施策がかなり重要になってまいりたいと考えてございます。そういう中で、当初におきまして国際交流員1名雇う予算を御可決していただいております。その方を活用して今後いろいろ展開してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） その中で、QRコードとエリアメール、そういったものの活用を御提案します。主要看板にはQRコードで、各お客様のスマートフォンで読み取っていただいて、その方の母国語で歴史等に触れることができる仕組みですとか、そういったものの充実を目指していただければということと、もう一つのエリアメール、看板の設置等が法的に難しい熊野古道の道中ですとか、そういったエリアに入ると、メールが飛んできて、その場所のまた歴史が海外のお客様の母国語で見ることができる、そんなようなサービスを提供していくことも視野に入れていただければ、エリアメールは看板をふやすより安価で整備ができると思いますので、ちょっと御検討いただけたらと思います。

次に移りたいと思います。公共事業または町主催のイベントですね、これを黒字化を見込んでスタートすることで、財政基盤の強化を図れないかというふうに思います。これにつきまして当局の見解を求めます。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

現在、町の主催といいますか、各種団体に補助金出してイベントをしているものにつきましては、そのイベント自体でお金をもうけるようなシステムのものではなくて、PR主体でございまして、またその会場に入ってるテナントの方とかにお金が入ってくるようなシステムでございまして、そういった中で、全体で黒字かどうかというのは現在私のほうでは把握してございませんが、このイベント自体の黒字で展開していくとなれば、例えばコンサートであるとか、そういったものを町主体で開いていくというようなことが考えられようかと思いますが、そういったことも今後視野には入れていきたいとは考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） 特に観光資源のない自治体は、今すごく努力して財源確保に取り組んでおられます。最近では、本県内においては有田川町経営の水力発電、他都道府県においては千葉県内の2つの自治体合同の電力会社設立、それによる電気の地産地消、官民ともに利益を生み出す仕組みづくりが始まる所でありまして、そういった採算重視型の自治体経営にシフトする流れがだんだん全国で見られるようになってきました。

とりわけ観光資源に恵まれた本町としましても、まだまだいろんな手を打っていくことができます。財源の確保をこれからも自分たちで考えていかなければならない時代に入ってくるかと思っております。これまで行政が苦手としてきておりましたベンチャー精神、こういったものが求められるようになってくると思っております。これからこれまで経験したことのない課題がもう次々と湧いてくる時代に入ろうとしております。まちづくりにおきましても柔軟な発想力と先手を打つスピードを今後ますます求められてくるかと思うんですね。社会保障費等にしても、町負担額、年々ふえる方向に推移しています。公設、町のやることだから赤が出てもいい、そういう考え方はもうとめていただいて、イベントしかり、箱物しかり、これまでと同じ考え方の延長でもう通用していく時代じゃないという意識を持って、よりよい町を目指して尽力いただければというように思います。

来年、那智大社のあの場所、御鎮座1700年の記念の年を迎える、そういった背景に本町は今置かれておりますが、そのイベント、天皇陛下御夫妻、皇太子様御夫妻が訪れられても全くおかしくないような出来事です。観光立町としてこれを見過ごしてしまつては本当に情けないというふうに思いますが、本町としてはどういった取り組みをなされていくのですとか、もしありましたら御答弁をよろしく願います。

○議長（中岩和子君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えいたします。

この1700年の関係につきましては、本町といたしましても当然県あるいは国に対していろいろ申し出いたしまして、大々的にしたいなどは考えてございますが、現状でこれをしていこうような施策はちょっと考えてはございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 石橋さん、一応通告しているのをお願いします。ここへ出してないと、それのことについて答弁がなかなか難しくなってきますので、よろしくをお願いします。

5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） わがらでつくる笑顔の町とあります。つくるためには、もう財政基盤がしっかりしてなかったら、やりたくてもやっていくことができません。地方交付税も人口減少、また国の事情とともに、いつまでもある保証もございませんので、ゼロになることはないでしょうが、必ず補助金なり交付の金額はこれから厳しくなっていくと思われる中で、地方行政としても財政基盤の強化のために、自分たちでどうにかしていかなければならない、そういった時代に入ってきたと思います。これまで行政の苦手としてきました運営面ですね、観光立町那智勝浦町としましても、ここの強化がこれから課題になってくると強く思っております。これからは意識を改革いただいて、なおよりよい町を目指して尽力いただきたいと思うんですが、自分たちによる財政基盤の強化ということについて御答弁をよろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 町の財政基盤の強化というお尋ねでございます。

議員さんおっしゃいます自治体が収益事業をやっているのかという問題はあるんですけども、やはり町全体が潤うような事業であれば、これは積極的に考えていかなければならない。先ほどの水力発電の事例を申し授けいただきましたけども、やはり町としては、そういう新たな事業を積極的にというのはなかなか得意分野ではないんですけども、これからの財政的な状況を見きわめていきますと、町が潤うような事業、例えば企業誘致であったりとかということに関しましては積極的にやっていかなければならないと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 5番石橋君。

○5番（石橋徹央君） はい、結構です。以上をもちまして私の一般質問を閉じさせていただきますと思います。

○議長（中岩和子君） 5番石橋議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開13時30分。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時04分 休憩

13時27分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

次に、3番下崎議員の一般質問を許可します。

3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それでは、町長の政治姿勢と、それと町長の政治倫理にかかわる問題について、その中で二河地内の土地取得に関する経過とその問題点についてということでお尋ねい

たします。

この問題につきましては、先ほど午前中、10番議員が一般質問されましたが、重なる点もあるかも知れませんが、この件につきましては本町にとって大変重大な問題であるというようなことで、また町長の行為としてもその品位と資質が問われる問題であると。質疑の中で10番議員の質問と重なる点があるかも知れませんが、よろしく願いいたします。

この土地につきましては、湯川駅から太地方面、国道42号を100メートルほど行った右側の土地なんですね。昔、共鳴会とかやっていた土地だと思うんですけどね。その土地、2筆あるわけなんですけども、この件についてお伺いいたします。

私はこの土地についての問題については、ことしの1月になってから教えてもらいまして、えっというようなことでびっくりしたわけなんですけども、ちょっとこの点について、町の決裁規定の中で町長の決裁事項、第4条ですけども、第2項の15号に、町税の欠損処分並びに滞納処分の決定ということで、これについては町長が決裁ということで規定されているんですが、それに間違いないですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私が担当課からの決裁をいたしました。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そして、この土地については、銀行が根抵当権を設定して、財務省また大阪府などを初め、本町も入るんですけども、約6件の参加差し押さえがされているんですけど、御存じですか。うち、那智勝浦町の参加差し押さえは平成24年10月19日、滞納処分のため、町長寺本眞一の名前の決裁により差し押さえをしているんですね。その時点で滞納税額はあなたは把握していたと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

-----  
-----  
-----  
○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その金額を大体知ってるということは、その差し押さえした時点で、あなたはこの土地についてはこういう土地だということ承知していたということですよ。

その後、財務省初めほかの団体は平成25年6月21日に差し押さえの登記を抹消し、本町は平成25年6月24日、同じく参加差し押さえの登記を抹消しているんですよ。これも同じように、町長あなたの寺本眞一の名前の決裁により差し押さえ解除しているんですけども、これに間違いないですね。この参加差し押さえ手続の解除の手続について、どこからの指示でされたんですかね。その点お願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 多分税金の完納が、滞納分の完納があったということで差し押さえを解除したということだと思います。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その税金の滞納分が完済したという、それはあなた自身が町の職員と話し  
する中で、差し押さえの解除の手続をとる中で、完納があったから手続を解除してもらえとい  
うことであなたが決裁したんですね。その後、銀行の根抵当権も平成25年6月25日に解除され  
てるんですよ。6月24、25の2日間でこの全ての手続がなされているんです。うちの場合の解  
除と、そしてこの銀行、そしてまたその土地の名義変更。ですから、この時点で本町への滞納  
額は入ってきてるんですね。ですから、それはあなたは把握していたわけですよ。その点ど  
うですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 完納されたということは、当然私や担当課職員じゃなかったらわかりませ  
んけど、そういうことの原因で解除したということで。先ほどの10番議員の質問の中でいろ  
ろ聞かれた中で、私はあのときに、いつその差し押さえを実施したかということに対して、そ  
の事を聞かれているということだったんですけども、ここで言う土地の、議員おっしゃるよ  
うに、取得に関する経過とその問題点ということなんで、一言説明させていただきたいと思  
いますけども。

私は、災害に遭って以来、市野々にはもう帰れないという土地の問題もありましたし、その  
ときに、24年かそれぐらいわかりませんが、不動産の方に土地を探すことを依頼して  
おりました。それは面積的にはこれぐらいというんか、農業がある程度できるような面積とい  
う、田んぼをつくる、でき上がった田んぼじゃなしにというのは、自分とつくり上げていける  
ような場所がないかということを前提にしてあったわけなんですけども。その後、当然私の行  
為としては、税務課から滞納分があるということになれば、時効とかいろいろな面のとめるた  
めにも、差し押さえするというのは一連の職務の中でやってきておりました。その後で、当然  
不動産屋さんにちょっと問い合わせたら、あの土地は売り主、所有者から売る依頼を受けてあ  
ったということを聞いたわけなんですけども。私、それまで依頼してあったんで、それは任せ  
ますということでやってあったんで、経緯的にはなかなか把握してなかったんですけども、聞  
くところによったら、そういう経過で私に紹介してくれたと。その中で向こうは、相手の方  
は、競売になったらもうあれになるんで、二束三文みたいな形になるんで、高く売れるんだっ  
たら売ってくださいということだったらしいです。そういう意味で、そのときにうちも差し押  
さえしてあるということの認識がその場所だということがわかったんで、全部きれいにしても  
らわなければ当然私も購入することは考えなかったんですけども、それも全部そういう抵当と  
か差し押さえの解除を全部やった上で購入という運びになったわけで、そのときに当然うちと  
しては税金の完納があれば解除するというのが一連の行為だと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それは今言いましたあなたのあれについては、この土地を取得するという  
この流れの中で、一旦差し押さえした土地、それを大体24年10月から25年6月、約8カ月ぐら  
いの間にその差し押さえを解除する。それまで来るのに、まあ言うたら、その滞納額が完済さ

れんと差し押さえ解除も抵当権の解除もできんわけですよ。それはあなたが納めたからです。そういう行為を、差し押さえから解除までの一連の行為を知っていながら納めているんですよ。ですから、この土地の一連の状況に関する経過は、あなたが行政の長、町長として承認して把握していたことは間違いないですよ。ですから、平成25年6月25日、個人売買によりあなた寺本眞一に所有権が移転しているんですよ。間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 購入したのは間違いございません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 何もかも承知して購入したんですよ。この土地が公告による競売購入ではなく、個人的な売買購入。ですから、これをどこから情報を仕入れたかということになると、職務上、また地位利用により得た情報なのは明らかなんです。先ほどの10番議員の中の質疑の中で、業者の手に任せた、民衆の売買行為ですということ言ってましたけど、あなたは町長なんです。差し押さえ、そして解除も町長の命令、決裁でやっているんです。ですから、全てを知らずながら商取引を行っているんです。この土地の名義変更は業者がやるんですから、それは正当な業者の仕事ですよ。これを職員にやらせたら、これは越権行為ですけどね。これはもう業者にやらせてるんですから。ですから、その業者との土地売買の取引自体は正当かもしれませんが、それに至る経過ですよ、問題にしてるのは。それについてどう思われますか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、所有者が誰に売却するかというのは不動産業者に頼んでいたことであって、私にとってはその辺の関知するところではございません。ただ、そういう中でも、当然私が町長の立場として、これは完済してもらっても設定は外さんというようなことはなかなかできない。手続上は、税金の完済があれば、それは完全に差し押さえを解除するというのが通常の一連の作業でありますし、そういう中では、私とその土地を買ったらいけないという法的な根拠もありませんし、ただその事実を知ってあったかという、知っておろうが知ってなからうが、そういう面では、あのときにうちが例えばそのまま見過ごして質権差し押さえの設定をせんと、そのまま私が買っておればそれじゃあ問題がなかったんかということにならうかと思うんですけども、そういうわけではなしに、一連の税務上の手続を踏んで行った行為であって、私は何も、そこで知ろうが知ってなからうがという表現はちょっと悪いかもわかりませんが、そういう関連の中では当然の行為であって、私は個人的に不動産業者の方に頼んで購入を依頼してあったというだけのことであります。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 法律に規定されていないから私は何も関係ないんだと。政治倫理条例、後で詳しく聞きますけれど、それが制定されているんです。それに反しているのは、また後で聞きますけども、明白なんです。

それで、先ほど10番議員がちょっとほかのことで聞きましたけど、10番議員が尋ねていた、

町長が所有者になった後、県工事による発生土砂の経由地として利活用しているんですね。それで、新宮建設部から借地料収入を得ている、間違いないですね。この借地料も、町県民税なり税金から県が集めた税金で支払っているんですね。どう思いますか、これ。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） こういう立場にあったら、全てが私が奉仕の精神で全部やれというわけではないと思うんです。ただ、その辺の決まり事に沿って私が行為を実行しただけの話であって、何らそこにやましいこともありませんし、あなたの土地を、私が個人であって知り合いの方がちょっと置かしてくれんかという程度やったら、どうぞということがあろうかと思いません。そやけど、こういう立場でおる以上は、なかなかそういうことでは、先ほども言うたように、みなし寄附になるんじゃないかなということも考え得るから、そういうふうな形をとっただけで、それが物すごい高いかという、うちの試算から見ると、私は安いとは思いましたけども、県の試算どおりにそれを業者を通じて貸したと。知り得た差し押さえを解除するということの行為が間違いということが、私が買うから間違いと言うたら、他人さんが、ほかの第三者の方が買っておればそれは当たり前の行為やと言うんだったら、私の場合やったら何をしてもあかないという、その個人の権利の中で何かをやっていく場合には全てそれでひっかかってくるということになっていくんかなと。そういう意味では、そういうふうな解釈されてんやったら、当然私の行為がそういうふうな、第三者の方には不審に思われるかもわかりませんが、当然そういう話を皆さんにすると、別に問題がないような感じで私はいろいろな方と話ししましたけれども、そういうお答えをいただいております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 町長、あなたね、一般の人がと言いますが、あなたは公人で町長なんですよ。四六時中、町長に当選してから4年間は町長である限りは公人なんです。ですから、町の職務を利用した中での先を見越した一連の行為ではないかと。参加差し押さえの登録抹消時点、平成25年6月24日解除の明くる日の6月25日付で売買により自身の名義に変更登記している。自分自身が町長名で差し押さえ解除をして、自分の名義に個人売買による登記をしている。競売という競う手続もせずに、個人での売買手続により自己所有の財産としているんですよ。行政の長として道義的、常識的に許される行為か疑問ですよ。先ほども言いましたけど、あなたは公人の立場なんですよ。四六時中町長なんですよ。これは町長としてあり得ない行為だと思うんですがね、いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） あり得ない行為というのはどういうことを基準に言うんかわかりませんが、それじゃあ私が何するんでも、例えば私が今住んでいる家がそういうことであれば購入できないということになりますし、何するんでも私はそういう、何もそういう物件でなかったら買えますけども、そういう物件だったら買えないということは、何ら差し支えないかなと、私はそう思います。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） あなたが町長じゃなかったら、町が差し押さえしたとか、そういう関係ない。したあっても、一般の人ならそれは何も購入させても構わないんですよ。あなたは町長なんですよ。この町長と、先ほどの津本議員も言うてました政治倫理条例、これ平成18年12月28日に公布されているんです。それでまた議会のほうも議員倫理条例が平成17年10月16日に公布された。この期間、あなたが議長で、ここで在職していた平成17年6月22日から19年7月8日の間に議決された条例なんですよ。この条例は、町としてもすばらしい誇れる倫理条例ですよ。どうですか。これ今私言いましたけど、間違いないですね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 平成18年であれば、私が議長の在職中だと思います。別にそれが、私が四六時中町長だというのはそうかもわかりませんが、その行為がどこまで権限が及ぶんだと。いろいろと公人だったら何もできないということにつながらないで、例えば誰しものがその物件に対しては法務局へ行けば確かめれる問題でありますし、だからこれはもう新宮市が例えば差し押さえして、市長から聞いて差し押さえられてますと、例えばそういう場合があったときにはその職権ということになるんか、それとも自分で調べて、認識はありますけども、当時不動産屋さんから聞いたのは、そういうことで入ってますというのは私も認識あったんで、それはそうですねということは言いましたけども、当然売り手のほうは業者、民民の業者の介入でやるということになれば当然、利害がどこに発生、それによって利害が発生するんであれば別ですけども、利害も発生しないようなものであるんで、別に問題はないかと考えます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 本町の中でやってる行為なんですよ、あんたはよそのことらまで出してくるけども。この条例の中の第5条第1項で政治倫理審査会を設置すると、委員は6人となっていますが、これはまた第6条第1項で町民の調査請求権が規定されていますけども、この審査会は設置しているんですよ。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 政治倫理審査会でございます。今のところ、その事例等もございませんし、当然予算はとってるんですけども、設置はしてございません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この審査会を設置するという条文になっております。設置するんです。ですから、設置してなければおかしいんです。これ見ましたら、予算書にも委員会の金額が計上されておりますし、報酬条例の中にもこの政治倫理審査会の委員報酬手当というのが上げられているんで、早急に設置してください。

それから、町長、ちょっと政治倫理条例の中身で、先ほどの10番議員も言うてましたけども、この第1条は目的で、町政が町民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その負託に応えるため、町長等ですね、これは町長、副町長、教育長、町長等は町民全体の奉仕者としてその人格と倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行行使して、自己または特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、町政に対する町

民の信頼に応えるとともに、町民が町政に対する正しい認識と自覚を持ち、公正で開かれた民主的な町勢の発展に寄与することを目的と。それから、第2条で町長の責務として、町長等は町民全体の奉仕者として、町政に携わる機能と責務を深く自覚し、町民の信頼に値する、より高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従ってその使命達成に努めなければならない、こういうことがあるんですね。それに政治倫理基準等で第3条の第1項第1号に、町民全体の奉仕者として、その品位と名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと、こういう規定があるんですよ。私今までお尋ねしたこの中で、どうですか、この点。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） それはある意味で議員おっしゃることはよくわかりますけども、その行為自体が、私が不正なことをやったり、いろいろな面でその地位を利用したりというようなことがあればそういうことになろうかと思えますけども、私はその地位を利用してとかという意識はございません。ただ、税の回収もできましたし、いろいろな面でどこにも損害、利害は発生してないわけで、その辺について一連の商行為を行ったわけでございます。そういうふうに突き詰めていくんだったら、この職というのは、何しやっても、道を歩きやっても、そういうことと言おう思えば言えると思えます。交通違反をやっても、それはそういうことになろうかと思えます。そういう意味で、私自身はそういう認識の中で、これが特に私の立場上知り得たというよりも、誰でもその土地を購入するというふうになったら、調査し、またそれを買えれる範囲であれば買うというのが本当に普通の商行為じゃないかなと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎議員。

○3番（下崎弘通君） 交通違反のこととかいろいろ言うてますけど、そんな町長というもんですよ。四六時中町長なんですよ。そういうほかのことでごまかすようなことを言うたらあきませんよ。

この第3条第2項で、町長は政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたとき、みずから潔い態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなければならないと規定されているんですね。これは差し押さえから解除まで、それから自分の個人の名義までする、これ職権の濫用でしょうが。地位を利用して、何人と競うことなく土地を手に入れているんですよ。それで町の滞納税金が納まったから町に貢献しているんだというようないいわけは通しませんよ、これ。誰でも購入して、解決してもらおうと思えばあれを納めんなんですよ、滞納税額。あなたがやってるからこれ聞いているんですよ。あなたの答弁聞いてましたら、何かあなたの、これは自分が町長だから何でもできるんだというような、あなたのおごりのあらわれであったり、私はあなたの常識を疑うような、そんなあなたの常識を疑う行為ですよ。それに、町長としての品位と資質も疑う行為ですね。町民の皆さんに対して後ろめたい気持ちとか、またあなたに投票した有権者の皆さんを裏切った行為であると。あなた自身その責任を感じていないのかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 責任で、どういうふうな形で責任というて問われてるんかよくわかりませんが、私がその行為をするということは、町長の立場だったら何もできないという縛りのように聞こえるんですけども、当然正当な行為をやってきたということしか私も言いようがございません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今尋ねた中でどれが正当な行為なんですか。差し押さえをしたその時点でこの土地はこんだけということを知ってる。そして、解除した。それまで知ってる。そして、その後自分の名義にしている。ほんまに政治倫理に反した事実があるという疑惑ですよ。これに対しての責任ある態度を示してください。先ほど10番議員も言いましたように、それをあなたに自覚してほしいんですよ。どうですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 私自身はそういう意識の中ではやったわけではございませんので、誤解が生じるんだったらそれは私の落ち度かなとは思いますが、議員おっしゃるように、そういう落ち度のないようなことは今後は気をつけてまいりたいと思います。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今後じゃないんですよ。今、これやったこと自体が問題になっているんです。ですから、このことに対してあなたの責任ある行動と、この問題に対するあなたの誠実な説明責任ですね、そういう対応をしてくださいよ。もうこれ以上言うてもあなた逃げるばかりですので、これで質問を終わりますけどね。それを十分考えて行動してください。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今話したとおりでございます。その行為自体、私は別に違法性があるとは思ってませんし、それが特にどこかの利害とか、その権限を行使して明らかに自分の優位に立ったことをやったんだったら、そういうことをとがめられるかもわかりません。そういうことで、私自身はそういう気持ちでありますけれども、議員おっしゃるように、誤解を招くのであれば、その辺はまた考えていきたいと思えます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） あなたがやったこの行為が今後町民の皆さんが、ああ、正しいことをした、それで県からもらってるああいうのも利害ですよ。借地料をもらって、あれは利害になってる、利益になってる。そういうことも皆出るんですよ。ですから、あなた自身の説明責任が必要だということを私は言ってるんです。これはもう幾ら言うても、あなたそういうことなんで結構ですけどね、時間もなくなりますんでほかのことへ行きますけど、そういうことです。

次に、じんかい処理事業の今後の問題と対応についてということで、ごみ処理施設の関係についてお尋ねさせていただきます。

先日、天満区との協議で、天満区さんの理解を得て交わされた期限協定の内容の確認なんですけども、平成27年12月18日付の地方紙で確認しているんですが、ちょっと改めてお伺いしますが、5年間延長、平成33年3月31日まで、それからそれ以外で天満区に対する地域振興とか

環境整備対策事業、これらについてお尋ねいたします。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 天満地区とのクリーンセンターに係る協定書につきましては、副町長と私どものほうで対応させていただきました。12月19日に区民総会におきまして期限の延長について了承をいただきまして、28日の日に協定書に調印をさせていただいております。

内容につきましては、議員さん先ほどおっしゃられたとおりでございます。前回の協定書の中身を参考にしまして、5年間の延長、それから施設の有効期限は33年3月31日といたしまして、使用期限の再延長はしないということで協定書のほうを交わさせていただいております。

また、整備の内容につきましては、地域振興、環境整備の施策、これについては覚書を交わさせていただいております。コミュニティ助成で天満区民会館の改修とか、それから現在の天満公民館は建てかえ、それから天満の私どもが持っております旧法務局を防災倉庫または書庫として建てかえを行いまして、避難場所を確保するよというということで覚書のほうを交わさせていただいております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 今の見込みで結構ですけど、この対策事業に要する費用は大体どれぐらい出てくるんでしょうかね。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） これも概算でございます。前後すると思いますが、大体5年間の中でこの事業をやっていくんですけども、総額におきましては1億7,000万円程度ということ。補助金等、起債等を活用してまいります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） それで、ごみ処理施設が5年間延長されたら、そういうことでこの施設を5年間維持しなければならないわけですけども、5年間といいますと期間も結構長いんで、その間老朽化による設備や機器類等の更新工事など、そしてまた施設維持に要する費用とか、そういうような金額は大体どれぐらい見込んでいるんでしょうか。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

5年間の期限協定の延長を踏まえまして、委託先であります企業から28年年明けの1月19日現在で運転期間4年間の概算見積もりをいただいております。年度別に御報告いたします。平成28年度分、税抜きでございますが、2億3,186万円、そして29年度が1億8,250万円、平成30年度、31年度は同額でございます。1億2,220万円でございます。

〔3番下崎弘通君「30と31が同額と言ったんですか」と呼ぶ〕

はい、そうです。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 28年度が税込みで2億5,000万円の予算ですね。それについては、先日の質疑の中でお尋ねさせていただきましたが、焼却炉内部、1号、2号炉の炉台の改修とかそういう修繕、それからクレーン巻き上げ電動の関係、灰運搬オーバーホールとか、それから電気計装の関係ですね、そういうようなもろもろで、それに運転管理業務も入れますけども、そういうのがもろもろで2億5,040万9,000円という金額が予算で出ているんですけども、29年度からは金額的には少なくなってくるんですけども、その整備に要する費用というのは、これはほとんど見込んでないんでしょうかね、29年度以降。ちょっとその点。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 運転管理会社とは当初、期限協定もございまして、維持管理費を非常に圧縮して現在まで運転をいたしておりました。5年間延長となりまして、それまでの修理を見送ってました箇所、あるいは25年を経過いたしまして期間的な部品と炉材等の大幅な更新も見積もりの中に入っております。28年度は、御説明申し上げたとおりですが、29年もほぼ炉材等の電気計装等の修理費が主でございまして、ざっと税抜きで1億円を計上いたしております。30年、31年の見積もりにつきましては4,000万円、両年度4,000万円ほどの見積額が出てございます。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 余りにもその5年間の中での整備費が少ない、維持費が少ないと思うんですよ。大体話聞いてましたら、電気計装設備でも1億円ぐらいの金額が要るんじゃないとか、そして用水とか排水関係にも5,000万円ぐらいの金が要るんじゃないとか、それから一番高いと思うが煙突の整備ですよ。そういう中の耐火レンガが大丈夫なんかとか、そして煙突自体の耐震性が大丈夫なのかとかというようなこともあるんですけどね。ですから、これちょっと維持対策の費用が少ないように思う。ごみ処理の排ガス対策等の環境の維持についてですけど、焼却炉から煙突に至るまでの部分は、これ排ガス対策上大変重要な部分なんです。これを正常な状態での運転、また施設の管理体制の維持も大変な費用が必要なのはわかるんですよ。私も現職のときは生活環境課長させていただいたので、ちょうどダイオキシン問題とかアスベスト問題とかで大変苦労したんですけども、あなたの大変な苦労もわかるんですけどね。

ですから、今回交わした期限延長による、まあ言うたら、5年間延長させてもらう中で、この対策等の工事業費ですね、こういう費用2億円、そしてまた5年間の施設改善に伴う設備とか機器類の維持に関する費用の総額というのは大体どれぐらい見ているか。先ほど答えた中で大体維持費用は5億円ぐらいですか。ちょっとその点。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 運転管理費が各年度8,200万円ございまして、4年間それがございまして。それと、先ほど申し上げました修繕補修、設備整備で4年間の合計が、税抜きでござい

ますが、6億5,886万円を見込んでおります。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そしたら、4年間で6億5,000万円ぐらい、そしてあと一年入れたら、あと一億円ぐらいというたら7億5,000万円ぐらい必要になるかと思うんですけどもね。ただ、あの煙突の整備なんですけど、内部の耐火レンガの積みかえとか耐震補強等に多額の費用が要るのはわかるんですけど、これは対策はもう全然とらないということですかね。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 焼却炉の煙突につきましては、過去に1度補修をかけてございます。その後、経過年数が7年ぐらいたってございます。状態といたしましては、現在運転に耐えられるものとして対応しております、この中には煙突の補修費用は計上しておりません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 補修費用は計上しているということですが、抜本的な対策ではないわけですが、もしこの5年間、適正な更新、補修、整備等をせずに、使用不能になった場合、どう対応されるのか、ちょっとその点お願いします。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 当面の一般廃棄物の焼却炉の稼働の状態におきましては、煙突が使用不能になることを想定はいたしておりません。例えば過去に、1年前にもそう話し合った経過といたしましては、南海トラフの地震等の際の煙突の破損あるいは毀損につきましては、他の自治体の焼却炉あるいは民間の埋立地への廃棄物の処分ということを一度話し合いはいたしました。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そういう地震災害、防災を見越した中で、耐震補強については、国のほうも補助制度というのがあると思うんですよ。長期延命化、今施設の建てかえとかよりはそういう今の現在の施設を耐久性を持たせて使いなさいというような指導もあると思うんですけどね。あなたが言うたように、どこかへ埋め立てるとか、話に聞いたところでは、大浦あたりで青空のどこへ置いて、そしてその1日で処理するとかというような話も聞いたんですけどね。もしこれで使用不能になって、青空の場所での保管ということになれば、毎日約25トンのごみ処理が続くんですよ。そうすると、鳥獣害被害とか台風の風水害被害、これで悪臭、汚水処理の問題、あなたのところは環境の担当課なんで、環境の汚染の影響などについての対策は十分とらんとあかんわけです。それについて、今ちょっとお尋ねした点についてはいかがですか。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 県内での事例でございしますが、現在田辺市のクリーンセンターが2炉ございます炉を1炉停止いたしまして、三重県の民間の埋立処分地へ搬出作業をいたしております。県への届け出等、和歌山県の許可もいただきまして、1日当たりの量を全て全量処分するというので、仮置き場という設備を備えて稼働いたしております。私どもも万が一そういう事態が発生いたしましたら、田辺市の事例を見習ってきちんと取り組みを進めたいと思って

おります。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そういう環境汚染につながらないような対策をとるんだということでしたら、それを検討していただいたら結構なんですけども、あなたのところは環境対策の専門の課なんで、その点は十分注意していただきたいと思います。

それから、町長にお聞きしますけれども、町政報告の中で町長、新クリーンセンター整備について、那智勝浦町・太地町環境衛生施設一部事務組合への移行を念頭に置きながらということだったんですけど、し尿とごみでは両町の実態に差があるんですね。太地町のし尿は約60%が公共下水道で処理されているんですね。残りの約40%が大浦浄苑で処理されているんです。組合のほうで処理されている。本町を見ましたら、那智山地区だけで1%に満たないんです、公共下水道で処理してるのが。残りの99%が大浦浄苑での処理なんです。ですから、負担割合は本町のほうが高い。年間のあれで言うたら90%近くの負担になっているわけなんですけどね。ごみ処理は全町民が対象なんですよ。全町民のごみを処理せんなん。ですから、今現在の一部事務組合の負担割合、それから議員の議員数等、町長はどう考えているのかお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、ごみの量によって通常の運転業務はその比率による運営をやっているかなければならないと考えております。多分太地が5トンで、うちが20トンぐらいだと思うんですけども、太地が5分の1、うちが5分の4の量が出ようかと思えます。そういう前年度実績をもって次年度でその案分をやっていくというようなことは太地町とも話ししておりました。

あと、議員の5対5でいく場合にも、おのおのの議会活動や議会費については、その人数に応じた費用等を持ち出してやれば問題ないんじゃないかなと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この点については、それぞれの町が互いに案を出し合って、それでそれぞれの議会で検討していく必要があるんですね。一部事務組合議会の中でぼんと検討するものではないと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 当然、一部事務組合の中で諮るべきことの決定することはあるべきであろうし、そしてその予算の中の関係では、本会議場でどういう予算の配分になっているかということは議論できるかと思えます。そういう意味では、現段階では議会同士の意見の集約を一部事務組合の議会でそれを議論されればいいかと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 町長、ちょっとおかしいですよ。この規約、一部事務組合格約、これは各町村の議会の同意が要るんです。こういうことで負担割合とかいろんなものはこうします、議員数はこうします、そういうことで、この議会で規約変更を出してここで議決になったら、そ

れが一部事務組合、ここで可決されたら一部事務組合で検討しようかというふうなことになるんです。ですから、双方の議会が可決せんと、承認せんと、これ一部事務組合議会でどうしようかこうしようかてできんのですよ。ちょっとあなた勘違いしてますよ。それどんなんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） その議会でその議論をした上で、その結論を太地町の議会の結論とやるべきであると思っております。それはその合わせ方というのは、お互いの歩調が合わなければこれは成立しないことなんで、その辺はお互いの言い分を聞き合って十分検討し、やるべきことだと思います。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） そういうことなんです。那智勝浦町是那智勝浦町で町と議会が案を出し、相談し合いながら、こういう案でどうかということで決める。太地町は太地町で決める。そうした中で、この議会の中で規約変更を出して、それが通ったら改めて一部事務組合議会でやるということなんです。途中で、こういう案が双方で出ておりますと、そういうようなことですり合わせするのは結構だと思うんですけどね。ですから、本来ここの議会でこれは検討すべきもの。

それはそれで、次に移りますけど、今度の新クリーンセンターの建設に要する事業費ですけどね、今の予定で約21億1,000万円ですね。そして、建設が30年度と31年度の建設予定ということでもよろしいんですかね。

そして、この金額自体は、本町と太地町の2町の負担になるわけですけど、その処理能力は2炉で25トン。そして、今現在の2町での国庫補助の割合は3分の1ということになってるんですけども、仮に1市2町でやった場合の補助金の割合はどうでしょうか。

ちょっとその点お尋ねします。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 環境省の補助率のことでございますが、熱交換施設ということで焼却炉の余熱利用を行う場合、10%以上余熱利用を行う場合ということで、補助率3分の1の規定がございます。それ以外に、平成26年4月より、発電設備等の附帯設備で熱効率を15%以上という設定だったと思うんですが、その設備をつけますと最高2分の1までという、対象工事費の2分の1までという設定がございます。

例えば1市2町という御提案でございましたが、私どもは3分の1ということで率は変わらないものと考えております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その発電設備については今検討していないということなんです。

それから、新宮市から串本町までで構成する新宮周辺広域ごみ処理対策協議会ですけど、その協議の状況なんですけどね。当初の協議では新宮市を含んでいたんですね。なぜ2町になったんでしょうか。私は委員会に入ってませんので、ちょっとお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 広域の連携の会議は平成12年ごろから発足されております。その中で、串本町さんが新クリーンセンターをお建てになったり、あるいは新宮市さんが単独で新クリーンセンターをお建てになったことを踏まえまして、一時休止状態となっておりました。その後、現在の、平成22年あたりから新宮市さんからの働きかけもございまして、1市2町単位の事務レベルの協議が年に数回開かれることとなっておりました。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） その2町になったというのは。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 私、25年4月より在職してございます。2町になった経過につきましては、その前年度に当局側の判断によりまして、那智勝浦町の地元の意見を尊重した形で2町ということになったと存じております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） あなたが課長になる前のことなんで、もう構いませんけどね。

もう一度改めて、今後に向けて新宮市、本町、太地町の1市2町でのごみ処理施設の建設の検討をしてみたいかな。3団体で進めたら、施設は大きくなりますけども、負担割合は変わりますよね。それで、本町の負担も軽減される。今でも国の方針は広域での建設という方針なんだろうからね。この点どうでしょうか。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

平成25年4月以降、太地町、那智勝浦町2町による広域化ということで、和歌山県を通じまして環境省に対して循環型社会に係る交付金の計画書も上げさせていただいております。逐次担当、厚生常任委員会のほうにも御報告を申し上げながら、2町広域化を現在進めておりまして、何ら変わることはございません。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） 何でこういうことを言いますかというのと、今の計画のままでしたら、昨年に作成した本町の財政シミュレーション、財政収支ですけど、作成した時点では33年度から赤字収支になるという見込み。ですから、これが先ほどの天満区への対策事業に2億円、それでごみ処理施設の維持の関係で7.5億円ですか、もう約10億円ぐらい必要になってくるわけですよ。そして、それに対して2町でごみ処理の施設をやる、それからまた病院のほうの新病院のほうの費用もかかる、そしてまた冷凍冷蔵庫の関係の事業も始まってくる。そうしますと、これの間出した財政シミュレーションよりもっと早く財政収支が悪化するおそれがあるんですよ。ですから、1市2町で実施したらこの財政の見通しが少しでもよくなるんじゃないかというふうなことで、少しでも好転するんじゃないでしょうかね。本町も太地町もともに、現在の計画より将来の財政負担の軽減を図れるんじゃないでしょうかね。ですから、今後の延長期限が切れる平成33年3月31日に向けて、1市2町で改めて検討していく考えはないんか、この

点町長にお聞きします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） お答えいたします。

太地町との最初からのこの事業の始まりは、2町でやるということでございます。そういう意味で、もし新宮市を加えて1市2町でやるのであれば、太地町に申し入れもしなくてはなりませんし、太地町がそれを受けてくれるかどうかというのは、なかなか私も今のところ判断できないところでございます。

そして、もし太地町が、それであったら単独で太地町はやりますと言うた場合には、1市1町でやるということになれば大きくその負担の割合というものは変わってこようかと思えます。そういう意味で、今後も、期限内に間に合わせるためにも、今の現状の方法でいく以外に、33年の期限までにはなかなか解決つけられないような状況かと思っております。

○議長（中岩和子君） 3番下崎君。

○3番（下崎弘通君） この質問については、また後で曾根議員もあるみたいなので、もう余り言いませんけどもね。

2町で検討していたと言いますが、平成22年7月29日から新宮市を含めた中で協議していたじゃないですか。外したのが24年6月。このときに2町でということを決めたんですよ、あなた決めたんでしょう。ですから、当初は1市2町やったんです。これはもう今お答えしたんで結構ですけどね。そういうことで、また後、ほかにも質問されたい方がいるようですので、私はこれで一般質問を終わります。

以上です。

○議長（中岩和子君） 3番下崎議員の一般質問を終結します。

休憩します。再開14時45分。

~~~~~ ○ ~~~~~

14時29分 休憩

14時44分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（中岩和子君） 再開します。

-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----  
-----



こういう小さな町ですので、なかなかそういう問題を取り上げにくいのかと思いますけども、内々で問題を処理しようという、そういうのが絶対悪いとは言いませんけども、そういうことになりがちだと思いますね。けども、本当によりよい、一番の目的は入所者の健康管理がしっかりなされて、そこで働く人がしっかりとみずからの能力を発揮できるような職場にするという意味で、そういう目的に沿って議会でオープンに議論されるのが一番よいことだと思いますが、町長いかがお考えですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 一部事務組合の問題は、一部事務組合議会というのがございます。そういう中で代表者を通じてその議論を重ねられればと思います。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 町長のおっしゃるとおりなんで、やはりそういう方向を目指して、今後一部事務組合の議会で忌憚のない意見を闘わせて、よりよい南紀園さんをつくっていただきたいと思いますが、その際に、意見がいろいろ分かれると思うんですね。こうしたほうがいい、ああしたほうがいい。そのときに、どこがそれを正しくジャッジするのかという、そこが問題です。そこが今はっきりしないために、いろいろそういう問題が解決しないということだと思うんですけど。

実は私、東牟婁振興局、要は県の長寿社会課というところが上部組織として監督責任を持っていますので、東牟婁振興局の福祉健康部に相談に行ってきました。当時、ちょっとアポをとらなかつたんで、部長がいらっしゃらなくて、副部長とお話をしてきたんですけど、やはり副部長さんも、そういう問題があるんだと。県は公平なんで、やはり南紀園さんの側からも相談を受け、問題がありと言われる方からも相談を受けて、県ですから、どちらからも信頼されるわけですね。だから、私が思ったのは、そういう問題が起こって意見が対立したときには、県にどちらの考えが、どっちか一方の考えが正しいんじゃないんで、双方一理あって、双方とも問題もあると思うんですけど、その辺県に判断を仰ぐような形で問題を解決していったらよろしいのかなと思います。そして、当然那智勝浦町長が議長を務めているということなんで、議長としてもその会議を主導する立場なんで、その辺をお願いをしておきたいと思っています。いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議長の立場で言えるのは、一部事務組合議会の中で議会の発言をスムーズにさせていくと。その中でいろいろな議論をするというのがこの本会議と同じでございます。そういう意味での議事進行役というのが議長かと思います。そういう中でも、国会でいうたら、今議員定数の問題でも議長裁定とかというようなところになれば、調整役としても私もその辺は努めてまいりたいと考えます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） ありがとうございます。内容については触れられないということなんで、甚だちょっと奥歯に物が挟まったような質問になったかと思いますが、町長には私の思いは伝

わったと思いますので、よろしく今後お願いをいたします。

では、次のクリーンセンターの質問で、クリーンセンター建設は1市2町でという題で質問をさせていただきます。先ほど3番議員さんからかなり質問をいただいたんで、大方8割ぐらいは私の言いたいことも代弁していただいたと思いますので、短い質問になろうかと思いません。

私は厚生会の委員会に所属してますので、確認事項のみは課長にちょっと答弁求めるかもしれませんが、ほとんどの質問については町長に御答弁をお願いいたします。

先ほど、クリーンセンターの建設に当たりましては、3番議員もおっしゃったように、当然太地町さんとの協力関係というのは私は大事だと思います。今現在、環境影響調査も終わり、炉の種類の選定ぐらいの段階までいってるというのはもう私も重々承知なんですけども、以前は財政には問題はないという大前提があったんで、それでずっと進めてきたんですね。ところが、先ほどもあったように、財政シミュレーションがおととしと、あと去年と出まして、どちらのシミュレーション、やっぱりこのままでは財政破綻だというシミュレーションだったわけですね。だから、あれを出された以上、それを承知の上で現計画というのはやっぱり進めることには問題だと思うんですね。だから、町長に再度質問させていただきたいんですけど、財政状況を考えたら、やはり現行のまま計画を進めるということは許されないんじゃないかと思うんですけど、再度質問させていただきます。答弁をお願いします。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 現行のままというのは、2町で進めるということなのか、それとも、クリーンセンターの施設自体ができないということなんか、ちょっとその点わかりませんので、もう一度よろしくをお願いします。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今の2町方式というのもあるんですけど、タイムスケジュールという意味で、もう30年度、31年度やっていくというのは、もう今現在も町立の病院が9月から着手されて、来年度冷凍冷蔵庫が着工される。今、色川の学校建設も進んでいます。ほんで、避難タワーも今後、年間2基ずつぐらい建っていくという、もうそれで那智勝浦町の体力はもういっぱいだと思うんですね。だから、今のタイムスケジュールで、2町で30年度、31年度という計画はもう財政的に無理だと思うんですけども、その点で答弁いただきたいと思います。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そういうシミュレーションの中では、無理というよりも、それはあくまでも最悪というんですか、いろいろその中に加味されてないこともあるんですけども、現状のままを進めなければ天満との協定も守れなくなるし、ほいで施設自体、これから5年間維持するのにこんだけの費用と、それが新しくなればその費用の軽減策ができるんじゃないかということもございますので、その辺も考えながら進めておるところで、1市2町でやる、先ほどの補助金の率でございんですけども、そうなれば、新宮市とやるということになれば、当然太地のほうへもその方向をお示しに行かなければならないし、そうなれば当然太地が参加してくれるか

どうかということも不透明なところでございます。そういう中では、1市1町ということになれば補助率も同じということになって、どちらがその辺のことをクリアできるんかというのはなかなか難しいとどこでございますけども、現状のままでは、この施設を予定どおり着工していればと考えております。財政的には、基金をどれだけ積んでいくかというのは、今のところ20億円そこそこですけども、30億円で積み上げていくということも考えながら、あとの要素は、まだ冷蔵庫の問題にしてみても、今いろいろと漁協の市場の問題についても、今県と協議している中では、冷蔵庫の部分については町に負担がかからないような方法というのも今議論しているところでございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） もっと財政のことに絞って答弁いただきたいかったです。本当に財政が大丈夫かという。今の町長の答弁だと、その確証がないですね。去年の9月にこの答弁で、だから同じことを再度質問してるようなものなんですけど、財政が大丈夫という裏づけがないですね。去年の9月のときには、そうならないように努力はしようと思うけど、どういう方法をとるかは今は言えないということだったんですけど。総務課長のほうが財政担当なんですけど、これ大丈夫なんですか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 去年の9月に財政シミュレーションを出させていただいております。その内容につきましては、イエローといいますか、注意の信号が出るというふうな形のものであったと思います。大きな事業をこれから新病院、それから冷蔵庫等もございまして、クリーンセンターもございまして。そこらあたりを一つ一つ事業費を確定しながら、今後も財政シミュレーションのほうへそれを加味しながら財政運営をやっていけるように考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今の御答弁だと、今後を考えながらやっていくということで、やはり大丈夫だという確証は得られたとは私はよう申し上げにくいですね、今の答弁では。

そして、確かに太地町さんのことを町長しきりと言われます。今の計画で進めないと、当然太地町さんが離脱しかねないということなんですけど、やはり太地町さんにもうちの財政が厳しいんだということを正確に伝えて、当然知っておられると思いますけども。だから、うちの財政をこぼってまでも太地町さんとの約束を守らなければいけないのかという問題とは違うんですね。だから、その辺をよく先方に伝えて。離脱するとかということなんですけど、やはり今大事なものは、新宮から、串本さんはもうクリーンセンターにちょっと入れないと思いますけど、新宮市、東牟婁圏域全体で生き残っていくという方法をやはり改めて考えないといけない。合併は破談になったけども、それ以外の方向で一緒に手を結んでいかないと多分やっていけないということをややはり自覚し合う必要があると思うんですね。

そして、先ほど長寿命化を今天満のクリーンセンターやってないんじゃないかということだ

ったんですけど、私調べたら、長野県に須坂市というところがありまして、多分10万そこそこあるかないかぐらいの市ですけど、そこは昭和54年に稼働したクリーンセンターが今でも、もう30年選手で働いていると。規模は1日50トン、2炉あるというから、多分25トンの2炉で、うちと同じだと思うんですね。だから、長寿命化でやろうとしたらできるわけなんですね。だから、その辺も研究していただいて、何とか今のクリーンセンターを大事に使っていくということです。

ただ、先ほどもありましたように、もう天満区さんと期限協定を結んでしまいましたので、それをひっくり返せということはもう私は申し上げるような、そういう資格はありませんけども、確かに天満区さんと早期に協定が結ばれたということは喜ばしいし、区長さんにも大変御苦労かけたと思うんですけど、中身についてはやはり納得いかない部分があります。去年の9月に私は、もし協定を結ぶのであれば、何とかお願いをして、5年ではなくて7年ですとか10年という長い期限協定を結べないかということをお願いしたんですけど、町はもうその辺の天満区さんに説得というのをせずに、区長さんに丸投げしたわけですね。当然区長さんとしたら、区民の利益を第一に考えますから、当然短い期間でまとめようと努力される、これは区長さんの思いを察したら当然だと思います。けども、そうじゃなくて、区長さんに丸投げするんじゃないで、町が積極的に出向いて行って、今町の財政はこれこれこうなんで、5年ではなくてもっと長期間の期限協定を結ばせていただけないだろうか、そういう説得をなぜしなかったんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） そういう打診を区長さんに丸投げしたわけではございません。天満の説明会に行くと、一日でも一年でもできるだけ早いときに移転せよということが多くの意見の中で強く押し出されてきておりました。そういう中で、我々としては28年3月31日ということの期限が守れなかったということについて本当に申しわけないと思っております。そういう中では、これ以上10年とかという期限というのはなかなか我々のほうとしては、説得するというよりも、向こうの御意向をいろいろしんしゃくしながら考えて、やはりここはもう5年以内ということ以外には妥協していただく方法がなかったというのが現実でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 町としては努力したということですが、そして確かにそういう集会の場では厳しいことをおっしゃる方も何人かいらっしゃいますけど、それが全ての区民の意向なのかというと、私はもうそうではないと思います。私が何人かいろいろとお会いすると、いろいろ町の事情を察していただいて、もっと長い間おってもらってもという方は多くございます。ただし、そういう方が実際に区民の集会に出て皆さんの前で発言するというのはやはり勇気が要ることなんで、なかなか言えないんですけど、そういう隠れた町のことを理解してくださって声も多いということをちょっと申し上げておきます。

それと、今クリーンセンターは、当然クリーンセンターといえば迷惑施設のように思われると思いますが、かつてはクリーンセンターの今の奥のほうで野焼きに近いようなことをや

って、煙が天満区内に降り注ぐということがあったと聞いているんですけど、今はもうそういう違法のような行為はされてないと思います。そして、いろんな公害対策もされてるということで、ちょっと住民課長に確認ということで聞きたいんですけど、今現在クリーンセンターの排気ですとか、排水が出てるのかどうかというのはわかりませんが、そういうもので実際に実害が天満区さんに及んでるとお考えですか。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 現行のクリーンセンターは、地元様と年に1回、さまざまな8項目以上の検査項目に係る評価書をごらんになっていただいております、全て基準内のクリアをいたしております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） ありがとうございます。今の答弁にあったように、実際には他者に風評被害的な感情的なものはあるかもしれませんが、実害という面では、確かに天満区内に今のクリーンセンターあるんですけど、起こってないですね。あるとしたら、パッカー車が頻繁に出入りをするので、天満牧場さんのあたりなんか狭いので、ああいうところにパッカー車が通ったら危険だとか、そういう意味での被害というんですか、迷惑になるようなことはあるかもしれませんが、実際に空気や水を汚染するということは起こってないわけですね。

今後、仮にどこにクリーンセンターをつくるかということですけど、今後新たにクリーンセンターをどこかにつくる場合も、そういう実害というのはもう現実起こり得ないというか、全くゼロではないんですけども、ないと。だから、これからはクリーンセンターイコール迷惑施設だと、何か地元で補償せなあかんとか、どこどこの区にだめだと言われたからこの計画はだめだとか、出ていかなあかんとか、もうそういう考え方はやめようじゃないかと私は思うんです。もうそんなこと言ったら、どこどこの区が言うたからこの計画は御破算だと言うたら、もう何もできない。むしろそういう区だとか、漁協さんもそうですよね、細心の注意を払ったらそんなに濁水も流れていかない。漁協が言うたからできないとかね、そうじゃなくて、むしろ積極的にそういった地区や漁協さんに理解を求めて、クリア、乗り越えていくというね、もうそういうふうの方針を展開したほうがいいんじゃないですか、町長。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） ある面でそういうことも話はしましたけれども、現状は全くゼロとは言えないということの回答でございます。基準値でしてみても、安全基準の数値の中のゼロというわけではなしに、0.0何ppmとか、いろいろな基準値の中で排出しているのも事実でありますし、そういうことも設置する場所には、その地域に住まわれている方はそういうことも懸念をされておるところでございます。そういうのをこちらから、こんな絶対大丈夫なんですというようなことは、言い出すということ自体が非常識な言い方かなと思います。それはお互いの議論を重ねていく中では、理解していただけるのであればそういうことも可能かと思っておりますけども、一概にそういうことをこちらから申し出るということはなかなか、設置する場合にはその住んでる方々の御意見を尊重しながらこの事業を進めなければならないというのが現

状の方法かと思っております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 確かに従来はそうだったんですけど、今後はもうそういう、地域エゴということは、私そういうつもりで言うてるんじゃないんです。そうではないですよと、もう皆さん、財政が厳しい折、やはりその区民も町民だし、漁協の組合員も町民なんで、皆さん協力し合っていきましょうよということをもっと強調していくようにするべきじゃないかということですね。

そして次に、先ほど3番議員さんが質問されて、町長に確認をまだしてない問題で、先ほど1市2町という枠組みが、町長は先ほど、この問題はもう最初から太地町さんとスタートして、だから太地町さんとの関係を重視するんだと言いましたけど、私もこの3月3日に厚生会の委員会があって資料をいただいたんですけど、確かに平成21年ぐらいから太地町さんと話が、22年ですね、平成22年3月ぐらいから始まっているんですけど、新宮市さんがその後、平成22年7月、8月ぐらいから一緒に加わってきて、先ほど3番議員さん言ったように、平成24年6月に市屋区さんや太地の漁協さんが、新宮市が入ってくるんだったらちょっとあかんということ言われたという。それまで、だから約2年弱は新宮市もきちっと交渉のテーブルに着いているわけですから、だからこれを読んだら、新宮市さんもきちっとテーブルに着いているんですね。だから、太地町さんとだけ話をしてきたんじゃないということを改めてちょっと確認をしていただきたいんです。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 新宮市さんがうちに申し入れしてきたというのは、私が21年のときにというようなことは事務方からも報告は受けておりませんが、ただ市長と、その時期は忘れましたが、新宮市もその中に入れてくれないかというようなことの話は、立ち話の上では打診はありました。そういう意味で、私もむげにそれはできませんというわけにいかないんで、いろんな方面で聞いたところ、やっぱりそれは難しいなという経過がありまして、それで2町で行きますという答えを新宮市にも返事しました。新宮市自身、その時分には、当然新宮市は15年ぐらいのクリーンセンター稼働だったと思うんで、大体33年ぐらいまでが新宮市の運転できるクリーンセンターの状況かなと思っておりました。そういう中で、うちはそのときはまだ28年3月に向けて一生懸命この期限内にできないかということで、急ピッチでその場所の選定から始めてやっていたところで、それで太地町はうちとの施設整備したのは、そんなに太地町がちょっとおくれたぐらいで、時期的には合致するんで、太地町ということで、その当時は太地町とお話しして進めようということで始まったわけで、その後新宮市さんが言われても、28年というのはそもそもどういう、新宮市はまだ起債償還も終わっていない中で次の段階に進めるかどうかというのは、私はその面はわかりませんが、当然無理な話じゃないかなというのも私自身は思っておりましたし、当然2町で進めていくのが、28年3月までは完成するという目標を持ってましたので、そういう2町ということを選択して進めてきたところでございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今、町長は新宮市のクリーンセンターの期限のこととかいろいろ言われましたけど、そういう理由でこの話が御破算になったんじゃないんですよね。やっぱり新宮市さんはこれずっと、もう課長を初め2名だとか4名とかということで、かなりタイトに交渉してますよね、22年から。ほんで、要は新宮市さんが断念したのは、勝浦の地元区と太地町の漁協がだめだと言った、それで泣く泣くこの協議から撤退したと思いますよ。だから、それが唯一の一番の原因ですよね。その当時の新宮市長の言葉もここに書いてあるんですね。地元がだめだと言うんやったらやむを得ない。だから、そういう期限がどうのこうのという問題じゃないんですよね。だから、新宮市さんとしたら、2年弱も一緒にテーブルに着いて交渉してきたのに、いきなり追い出されたというふうに、ひょっとしたら、だまし討ちに遭ったというふうに思われたかもしれないですね。聞いたところ、その後平成25年だとか6年とかでも、新宮市さんはこういう環境問題の会議が開かれたときにはオブザーバーとして傍聴に来てたと。それで、時には部長以下6人ぐらいでも来てたことがあるということで、だからこの協定が新宮市さんが決裂というか、出ていった後も新宮市さんはやはりこの話には関心があって、その後何年もこれ見に来てたということなんで。ただ、今現在はちょっと新宮市さんはいろんな問題があるから、そういう問題はひょっとしたら関心がちょっと遠のいているかもしれませんが、やはり新宮市さんのクリーンセンターも徐々に期限が迫ってきてるということなんで、だから再度話を仕掛けることができる可能性は大いに残っているんじゃないかと思います。

そして次に、ちょっと疑問になることが幾つかあるんで質問したんですけど、今の現行の計画ですね、太地町さんと大浦で進んでいる計画なんですけど、これ平成27年1月のごみ処理施設整備基本計画ですね、これを見ますと、今の新クリーンセンターの施設規模は1日当たり25トンという施設規模になってますね。だから、今の本町の半分の大きさの非常にコンパクトな小さいクリーンセンターなんですけど、この規模を選んだ根拠が、平成29年の那智勝浦町と太地町の両町のごみの量をもとに積算してるんです。平成25年から平成39年までのごみの量の予想というのがあります。これは分別をきちっとやった場合とそうでない場合があるんですけど、これは分別をなるべく減らすようにしたという条件でつくった予想なんですけど、平成29年だと6,488トン焼却処理量があるということで、この表を見ると、一番ごみの量の多い年次を基準にこの25トンというのを決めてるんですけど、当然これ少子・高齢化の影響で、平成29年以降ごみの量がどんどんどんどん減っていくんですね。10年後にはもう5,415トンということで、1,000トンも減っていくんです。

だから、今回クリーンセンターをつくるということで、1日当たり25トンの炉をつくっても、これ10年たったら1,000トンもごみが減っていったら、これクリーンセンターの職員が、これ笑い話になるけど、燃やすごみがなくて遊んでなきゃいけないような、極端に言うたら、そんなになりかねないんじゃないかなと思うんですけど、非常にもったいなくないですかね。クリーンセンターをつくったら、場合によったら30年近く稼働するわけですね。20年後になったらもっとごみが減ってるんです。この25トンの炉というのはどうなんですかね。これもった

いないような。だから、うちの町と太地町さんでつくるにはボリュームが小さ過ぎるんじゃないんですかね。だから、そういう意味でも、新宮市さんも入って大きな炉で24時間燃やしていくというほうが効率的にもいいと思うんですけどね。その辺の見解を町長でも総務課長でも結構ですけど、お聞きしたいんです。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） お答えいたします。

施設整備計画の基本数値、議員おっしゃるとおり、マックスの値のところの数字を炉の大きさの基本数値として積算はしております。

現在の炉の話を少しさせていただきたいと思うんですが、現在の炉は、25トン炉が2炉動いております。ただし、運転時間は、当初は16時間、2炉とも16時間動いておりましたが、現在は2炉とも8時間の運転を行っております。まず、そういった部分で、ごみの量が減りますと運転時間で調整がききます。今回の太地町様と、そして私どもの町と、そしてし尿処理残渣の焼却も含めまして25トンの計画を上げさせていただいております。将来、ごみ量が計画どおり減ったといたしましたら、現在24時間運転を計画時間にしてございますが、その時間を縮めることによって、運転管理をする職員の労働時間も減りますし、延べ配置人員も減って、自動的に運転管理経費が若干減るということになってございます。よろしいでしょうか。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 確かにそういう考えもできますけど、そういう施設をいたわりながら使う。けど、つくった限りはもう有効に活用すると。やっぱり24時間動けるものやったら動かしてというのが有効な使い方だと思うんですけどね。

ほいで、ちょっとこれも確認ですけど、今うちのクリーンセンター、1日50トン焼ける量ですけど、だからそういう意味では、今現在うちのクリーンセンターは持ってる能力の半分しか使っていないという見方もできますか。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） そのとおりでございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 現実そうなんですよね。だから、本当にこれ行政のやってることだから文句出てこないけど、民間の企業やったらそういう使い方はしないと思いますよ。とことん使えるものは使うという。行政だから、このクリーンセンターは、基準だったら大体20年ぐらいやから、国の助成金もあるから建てかえるという感じでやっておりますけどね。民間やったら、もうこんな使い方はしないと思います。

これは私の全くの想像で言うんで、ちょっとお許しいただきたいんですけど、仮に本当に太地町さんとうちの町が協力し合う、当然この先一緒にクリーンセンターもつくるということも前提に、じゃあ今現在そういう協力ができないのかなと。今、うちのクリーンセンターは半分しか能力使っていないと。太地町さんは太地町さんは独自のクリーンセンターで焼いていらっしやいますね。それを仮に今現在、じゃあ新しいクリーンセンターをつくる前に、今から一緒

に、じゃあうちのクリーンセンターで焼けるから焼きましょうよとやった場合に、これは相手さんがあるからわかりませんよ。本当に太地町さんも幾分かの使用料を取ることになりますけど、太地町さんも助かるし、うちも助かるという、そういう協力の仕方というのは今まで案として上がってこなかったでしょうか。

○議長（中岩和子君） 住民課長玉井君。

○住民課長（玉井弘史君） 炉の能力につきましては、太地町様の現在の日量のごみを私どものクリーンセンターで焼くことは可能でございます。ただ、各自治体にはそれぞれの行政目標の中の責務というのがございまして、ごみ行政につきましても、自分とこのごみは自分ところで焼くというのが基本的な姿勢でございます。近隣の町の焼却炉が大規模な事故等によりまして、長期間にわたり運転を停止する場合、それぞれの近隣自治体で相互に連携してごみを焼いている実績はございます。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 先ほど議員の質問の中で、今のうちの現状の50トンのところ25トン炉でやっていけるかという問題については、今は8時間で燃焼させているのを24時間でやっていきますと、それなりの人員の拡充をしていかないといけないと。そういう意味では、現状のほうが、25トンでやるよりも50トンの1日に2炉動かしてやるほうが人員の経費の節減になるということで、25トン1基でやっていくということは、24時間体制でいくと3交代制をしいてやっていかなければならないということは、それだけの経費負担がふえてくるということで、一概にその25トンでは、やれることはやれますけども、経費の面では少し割高になっていくんじゃないかなと思います。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） いろいろ理由等はわかりますけども、でも建てた当初は、やはりあれを長時間、24時間かどうだったかわかりませんが、長時間動かすという前提でつくったんですから、そういうふうに動かすということが可能であれば、今さっき私が言うた、あくまでも私の想像で申し上げさせてもらいましたけど、仮に2町のごみを同じところで焼けたら、当然節約できる分もできますから、それでどうペイするかということを考えると、試算してみないとわからないと思いますね。

あくまでも、さらに再度もう少し想像を膨らませますと、仮に太地町さんのごみをうちのクリーンセンターで焼く、そして期限協定が天満区さんとの協定、あと5年というのがありますから、その後、仮に1市2町という方向が進んだ場合、じゃあその1市2町の新しいクリーンセンターができるまでは、新宮市さんはまだ期限協定に余裕があるんで、仮に新宮市さんのクリーンセンターというのかなり容量的に余裕があると。焼き方の方式は違うということちょっとお聞きしましたけども、あると。以前、合併協議のときには、もし合併した場合に那智勝浦町のごみも新宮で焼くことも可能だというお話も聞いたことがありますので、それでやったらもっといろんな意味で節約ができると。ただ、首長同士でそういうお話ができるかどうか、議会同士もそういうことで納得できるかどうかという大きな問題は、ハードルは高いかも

しませんが、本当に地域のことを考えたら、そうやって少ない箱物をみんなで維持していく、新しいのをつくる場合にもみんなで作っていくというのが一番いい解決方法だと思うんですけどね。そういう可能性が全くなくはないと思うんですけどね。町長、何とか考え直すということはできませんかね。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 今のうちの収集形態からいくと、二十何品目かに分けていくというのはなかなか難しい。うちの町民の間でそれを実行するということになれば、早急にもできないですしね。そういう意味で難しい面があるかと思えます。

あと、本当に私は期限というものを、天満区さんに説明に行ったときもそうですけども、今度はもう待たない期限だということも言われてますし、それをやっていくために、新宮市にそういうことでやるということであれば、可能なんかというと、私は現実的に難しいというのがあるので、現状を維持するのが一番の最良策と。それは期限ということ考えた場合に、それが私は一番優先すべきことなんかだと。

経費については、財政上の問題というのは、いろいろな要素が絡んできて、それをクリアしていくというのが我々の使命でもありますし、時の政権を担当した人が本当にどうやればということ、私も四六時中考えてますし、いろいろな面で意見も聞きながら進めておるところでございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） なかなか町長に思いが伝わらないということで、ちょっと歯がゆい思いなんですけど。

これも一つの案なんですけど、案というか、私の案じゃないんですけども、去る2月23日に新宮の東牟婁振興局で新宮保健所所長の雑賀さんが新宮、東牟婁医療圏の広域医療の話がされました。その一番最後のところですね、おもむろに、当初予定ではなかったようなんですけども、定住自立圏構想の話が突如されました。そこには、実は新宮市議会、東牟婁の町村議会の議員の研修だったんですけど、新宮市議会さんにも声をかけてあったようです。ひょっとしたら、この定住自立圏の話が新宮の議会の皆さんにお話ししたくて、この新宮の方にも声かけたのかと思いたくなるようなぐらいの話を最後にされて、もう私が説明しなくても御存じだと思いますけど、中心となる市が中心市宣言をして、その周辺の近隣の市町村が協力する、中心市と契約を結ぶと定住自立圏構想という構想、これは総務省がやってる構想らしいですけど、成立して、それに対していろんな、これは主に福祉や医療関係の施設を建てる時なんですけども、いろんな助成措置が増額でもらえるし、交付税措置もその協定を結んだ町村には少し多くいただけるという、非常にいい話で、合併が破談したときに、合併はしなくても町村が協力し合えるという、合併にかわる方法をとということで盛んに宣伝をもう数年前にされたんですけども、それをまた新たに保健所長が話をしました。

ただ、いきなり話をこれ出されたんで、出席した議員はちょっと当惑して、県がそんなことを言うんやったら、それに見合う何か見返りもなかったら、そんなことを言われても困るよと

いうちょっと意見があったんですけど。県のほうは、やはりかなりこの新宮、東牟婁の行方を心配してるということで、先ほど一番最初の南紀園さんの質問のときに、ちょうど訪問したときに福祉部の副部長さんから、その話が終わった後に、この話はよかったねという話をしたら、やはり県はかなり、これ10年後は新宮、東牟婁は病院でも何でも単独でよう維持していけないんじゃないかと、かなり県は心配してる。ほいで、雑賀所長の言葉は所長の言葉じゃなくて、多分県知事という言葉でもあると思うんですね。だから、県のほうは、やはりもっと新宮、東牟婁の自治体はもっと協力してやっていけないのかと。ただ、強制力はないんでね。だから、そういうことで部長にそういうことを言わせたのかなと思いますので、これも本当に相手さんのあることなんでね。新宮市さんがそういう中心市宣言というのをやってもらわないとこの構想は動き出さないということです。また新宮市長さんともお会いすることがあったら、そんな話についても何か話を振っていただけたらと思います。

そして、この定住自立圏というのは、主に福祉だとか保健の関係が主かなと思ったら、いろんな自治体ではこれでクリーンセンターの長寿命化の費用をもらったりとか、そんなのにも使ってる定住自立圏構想の事例もあったんでね、いろいろ使い道はあるのかなと思います。

そして、先ほど循環型社会の形成の交付金というのが3分の1とありましたけど、いろいろ調べたところ、今の平成27年から平成31年ぐらいというのは、もう全国のクリーンセンターの建設、更新がピーク、ちょうどダイオキシン対策がその前にあったんで、ちょうど今がそのピークに当たって、非常に不利だということを書いてありました。だから、2分の1というても、なかなか2分の1がない。国のほうも原資がないんだそうですね。だから、一番今うちの計画だと30年、31年だけ、一番不利なときに、国のお金がないときに、無理してつくるという面でも僕は疑問なんで、やはり何とか今の新宮市さんのクリーンセンターの期限協定に合わせるような形で今の協定を合わせられないか。そして、太地町さんにも、これ申しわけないけども、頭を下げて、何とか今ここまで話が進んでるけど、町の苦しい事情だということで、もう一度説得ができたなら、これはもう要望として再度町長にお願いをしておきます。

次、3番目の若者世代の定着を図るための魅力ある子育てや就業支援、遊び場の整備、保育士の処遇改善という、ちょっと長い題ですけど、質問させていただきます。

本年度は、今度国の総合戦略が現実にもう動き出すということで、各自治体が競うように子育て対策ですとかいろいろ打ち出してくるんですけども、うちの町は18日が正式な議会への総合戦略の説明ということなんで、ここで詳細な説明はちょっといただけないと思いますので、もう概略というんですか、差し支えない範囲で結構なんで、今後子育て対策についてどんなことを打ち出していくのかということをお聞きできれば、お話しいただけたらと思います。

子育てなんで、どうなんですかね、質問は総務のほうでいけますか。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） 総合戦略のほうの計画を立てております。18日に、あす、また説明会のほうをさせていただきたいと思います。

その中で、基本目標の3の中には、若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるという

項目がございまして、子育て世代への包括支援として、相談窓口の強化とか、頑張る家庭の子育て支援とか、子育て支援のセンターの充実とか、一時預かり制度ですとか、福祉課のほうを中心にまとめさせていただいております。それとまた保育、児童、幼児の教育の充実ということで、先ほどお話ありましたが、保育士さんの処遇改善のお話ですとか、保育内容の充実ですとか、一時保育、ゼロ歳から3歳児までの保育の充実とかを項目として上げてございます。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） ありがとうございます。

今、本当に概略でお話いただきましたけども、いい意味で、そんなに特別奇をてらったような政策というのは打ち出していないと思いますね。今までどおりやってきたのをさらに拡充ということなんで、私はそれが一番よいのではないかなと個人的に思ってます。それは先般、森先生、津本議員の教え子さんの先生に議員研修いただいたんですけど、今回国が総合戦略ということで、地方の自治体とにかく頑張れと、おまえら競争しろと、いい計画には国が助成するよということなんですけど、国が地方に対する中央の格差を是正するような政策をやらないままに、地方に競争だけを強いるということで、非常にいいようで、でも実際には問題があるというお話でした。実際にIターンやUターンを呼び込むために、各自治体がいろんな優遇措置をとりますけど、要はもうパイは限られてますよね、若者の。それを地方の自治体が乏しい財源の中でお金を出して取り合うわけですから、これ成功する自治体とそうでないのというのが本当に明確になってくるんだけど、それが本当に地方創生になるのかなという疑問がありますので、やはり今まで地道にやってきたことをさらに充実させるという、地味ですけど、そういう方法がよいのかなというふうに私思ってます。

そして、その中で実際にどんなことができるのかなと思うんですけど、周辺の町村が前年度というか、既にこの秋までに総合戦略を立てたところではもう既に具体的にそういう政策が走り出してるんですけど、例えば保育に当たっては、あくまでもこれ事例ですけど、三重県の熊野市は今年度から3歳以上は保育を無料にするという、すごい大胆な、多分それだけでも2,000万円とかそれぐらい財源が要ると思うんですね。多分思いつきじゃなくて、かなり入念に準備をして今回そういう政策をとられると思うんですけど、うちの町は同じことはとてもできないと思いますけどね。やはりそういうことをやる、どれぐらい、仮にそういう政策をやったら資金が要るかという、そういう調査をまずはやってほしいなと思うんですけどね。例えば保育についてのそういう無料化だとか、そういう調査をやるということは可能ですかね。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 数字的なものというのは可能だと思うんですけども、今現在紀州3人っこ施策とか、いろんな県の事業もことし28年度から新たに始まるということもございまして。それも含めてあわせて考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） ありがとうございます。

やはり他の町村はかなり前から準備をしてて、今回総合戦略に乗ってそういうのを打ち出してきたと思うんで、だからうちの町もとにかく準備だけはしておいて、そういう機会を見て実行に移すということをしていただきたいと思うんです。

そして、今ちょっと保育の話が出たんで、ちょっとお話しさせてもらいます。

きょうは10番議員さんから保育士さんの臨時の方の処遇がよくない、苛酷な条件で働いているということですけど、町民ワークショップのお母さん方にこの間お話を聞くことがあったら、彼女さんらはかなり保育士さんに求めるレベルが高いんですよね。こういう保育もやってほしいとかね。けども、彼女が言うには、今の保育士さんを見てると、うちの町のね、とても仕事量が半端じゃなくて、とてもお願いできる状態じゃないと、気の毒だと。現状をちょっと調べて、あなた議員やから調べてみなさいと言われました。実際にちょっと知った方に聞いたら、非常になかなか大きな声で言えないけど、実際働いているような時間でタイムカードが押せてるの押せてないのかというようなお話だったです。それで、当初予算のとき福祉課長にもちょっと質問させていただいたんですけど。そういう現状なんですね。だから、県のほうは総合戦略に合わせて保育士さんのレベルを上げるための研修というのも何かメニューを用意してくれてあるんですけど、今の状態だったらとても研修も行く時間がないんですね。それで、聞いた話だけど、那智勝浦町の保育士さんは大変だから、保育士の試験を受けるときに、かけ持ちで当然うちの町とほかも受けるけど、両方受かったらほかへ行くと、那智勝浦町は避けるという、そんなことにもなっていると聞きましたのでね。だから、保育士さんの、国も今処遇を改善と言うてますので、その辺、保育士さんの処遇を実際にもう改善ということをやりたいですね。それについては課長じゃあ答弁できないと思うんで、町長いかがですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 正職の中では、育児というんですか、出産された方もありまして、いろいろな面で人数が充足しにくいという部分があります。その中で待遇というのは、一気に変えることはできませんけども、10番議員の質問の中でもありましたように、我々としては、担任持ったら今回は5,000円のところを8,000円に上げたとか、いろいろあります。そういう面で、改革すべきことは我々としても努力していくところを今検討し、今総務課の人事の担当ともそういうことも話ししてはいますが、なかなか片方で、どういう財源の中でそういうものを手当てしていくかということもございますので、その辺も財政との兼ね合いも考えながら、どこまでできるかというのは今でも逐次そういうことはいろいろと研究し、また検討を重ねておるところでございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 今の町長の御答弁の中で財源がという話が出て、やっぱりどうしても財源という問題になるんですけど、さっきのクリーンセンターの話に戻りますが、結局箱物、箱物が絶対あかんということはないんですけど、そっちへ偏重して、そっちにお金が取られた

ら、やっぱりこういう子育てだとかそういうことに充てる資金がどうしてもなくなってしま  
う、減ってしまうわけですね。だから、そういう意味でも、今の大型事業の計画をおくらせ  
て、こういう子育てや若者支援に充てる資金、給食もそうですね、そういうものを何とか捻出  
するように努力すべきじゃないかなと思います。

当然一遍には処遇の改善はできないんで、まずは今の現状の働き方を実際にちょっと調査し  
てもらって、実際どれぐらい時間働いているのかということをもまずは調査から始めていただい  
て、処遇の改善に努めていただきたいと思います。

次に、今は幼児のことですけど、今度は小・中学校の教育のことなんですけど、学童保育に  
ついては今回はまぼうのほうができたということなんですけど、市野々小学校のあたり、那智  
地区についてはそういう要望は今出てませんか。

○議長（中岩和子君） 福祉課長大江君。

○福祉課長（大江政典君） 市野々地区については、要望等は出ておりません。

以上でございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 実際表面的にはなってませんが、やはり勝浦のほうに行ってるとかと  
いうお話も聞きますので、またそういうお話が出てこようかもしれませんので、そういうとき  
には対応できるように、これも準備ということで、その場所をどうするとか、そういうような  
あらかじめ調査をしていただいていたいただけたらと思います。

そして、学校教育のことで、まずは学力の向上だとかそういうことはもう当たり前です  
けど、またその前提として、いじめのない学校をつくっていただきたい。町内いろいろ歩いてい  
ると、お年寄りの方から、うちの孫がいじめられてるんやとか、そんな話を聞くんですけど、  
結構そういう事案というのはあるのかなという認識でいるんですけど、現状はどんなふうにな  
ってますか、ちょっとお尋ねします。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

学校でのいじめに関しましては、重大な事故、事件にも発展する可能性がありますので、そ  
ちらについては発生させない、そして早期に発見し解消するということに努めております。

しかしながら、実際にいじめの認知件数というのがございます。これは平成27年12月現在の  
認知件数であります。町内の小・中学校におきまして22件のいじめを認知してございます。  
小学校が18件、中学校が4件ということであります。幸い全て解決済みでありまして、現在ま  
でそのいじめが続いているという事案はございません。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 大変正直にお答えいただいたんじゃないかと思えます。普通でしたら、も  
う数件しかないとかってというようなお返事をされるのかなと思ってたんですけど、22件とい  
うことで、かなり多いというふうに今思ったんですけど、実際多いということは、それだけ真

剣に対応していただいているのかなというふうに思いましたので、解決済みということなんで、その言葉を信じまして、今後新たないじめが、そういう案件が発生したときもきちっとした対応をお願いいたします。

ちょっと単発的な要望が続いて申しわけないですけど、それといろんな学力向上だとかそういう問題は当然のことなんですけど、私が期待したいのは、これはもう本当に長い目で見てということなんですけど、地域で育った子供たちが高校に進学し、大学に行き、そして社会人になり、一旦は都会に出た方が、いろんな能力を身につけて再び地元に戻ってきていただけるといような、そういう形がやはり遠いようでもそれが一番の地域活性化の方法なのかなと。確かに一時的にいろんな優遇措置でUターンやIターンやというのを入れても、それはもう限度があるし、もう全国の自治体がそういうことをやり出すので、なかなか人は集まらないんじゃないかと思います。

ほいで、1つの例で、長野県の下條村というところが人口4,000人ぐらいの村、奇跡の村と言われて、都会から、IターンやUターン用のアパートを建てて、どんどん人が入ってきて、人が、もう20年前からやってるらしいですけど、物すごいふえたという村があるんですけど。聞いたら、最近その村の人口がちょっと減ってきてつとあると。何でかという、結局同じこと、その村はいち早くそういうことをやってたから、当初は伸びたけど、今はもう全国の自治体がやり出したんで、もうそうはいかなくなってきたということで。だから、そういうにわかな、その村はもう20年前からやってたんで大したもんなんですけど、それをにわかに地方創生だからといって始めても、なかなか実を結ばないと思うんで、地道だけそういうやっぱり立派な子供たち、子弟を育てて、その子供たちが成人して帰ってきて、また町を立て直すと言ったら大げさですけど、支えてくれるという、本当に長い目で見たような施策をやりたいなど。

かつて、山縣元議員さんがまちづくりは人づくりと言った言葉を今改めて、しきりと言ってられたのを思い出んですけど、この人づくりがまちづくりだと思いますので、そのために地域への愛着を高めるために、郷土の歴史だとか文化とかを教えるための教材が今うちの町にはないんですね。町史があるんですけど、町史はもう難しいですし、大分古いんですね。だから、小冊子で小学生でも中学生でもわかるような郷土史を一冊で学べるような冊子をつくることできないかなと思うんです。その資金はこの総合戦略の資金なんかを使ってつukれないかと思うんですけど、ぜひそういうことを考えていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

以前なんですけど、平成14年度に小学校での副読本としましてそういう冊子をつくったことがございます。そして、教育委員会でもちょうどそれを、それも十数年たってきておりますので、内容を整えて新たな副読本をつukれないかということを考えております。28年度で準備をして、29年度に取りかかるというような格好で今のところ計画はさせていただいております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） そういう計画があるということなんで、ぜひ期待をします。

ちなみに、個人的なことを申し上げますと、私は静岡県の浜松というところで育ったんですけど、浜松市は、小学校に入ると「のびゆく浜松」という郷土史のいろんなそういう冊子が無償で与えられまして、それを読むと大体郷土の縄文時代から始まって現在までの市の歴史がわかる。中学になると、中学生版というやっぱり同じのが無償で配布されまして、それを読むとわかる。これ1960年代よりも前から、だからもう60年ぐらいそれを何年かごとに改訂しながら発行してまして、だから誰もがそれを見て育つんで、それでじゃあ本当に愛郷心がというのは言い切れませんが、そういう非常にすぐれた冊子が出てますので、もう何年も改訂を重ねてということなんで、そういう将来残っていくような、一回限りじゃなくて、単発で終わらない、ずっと将来改訂されながら残っているような冊子をつくっていただきたいと思います。

ほいで、そういう場合に専門的な知識というのが要ってきます。町内には郷土史家の方もいらっしゃると思うんですけど、もう皆さん大分高齢化してますのでね。だから、やっぱり職員でそういうことにたけた方がいらしたらいいんですけど、学芸員ですね、以前はうちにおったんですけど、今は事情でいないというけれど、今後は学芸員、考古学じゃなくて文献のほうなんですけど、がわかる学芸員を1名ぜひとも採用したいんですけど、その計画は今のところないんですか。

○議長（中岩和子君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 1回、学芸員を募集して、採用の際に面談、2次試験のときに教育長ともいろいろ議論して、やって、これちょっと難しいなということで、2名1次で通ってきたんですけど、採用を見送った経緯がございます。その後、いろいろ考えて、今教育長のほうには、うちに図書館の関係で来られてる先生が實際上、奈良のああいう博物館に携わっているような方をちょっと臨時的に採用して、それがよかったら、優秀であればそういう人を再雇用、正職員に切りかえていけるようなこともできないかというようなことは、今も教育委員会のほうでも検討しているところでございます。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） ぜひともやっぱり正職員で学芸員を採用していただいたら、世界遺産の町なんで、いろんな場面で活躍する機会があると思います。太地町さんには鯨の博物館で立派な学芸員さん抱えて、専門的な説明を受けたら、やっぱり学芸員は大したもんやなと思いますから、うちの町にも専門家を置いて、いろんな視察者にも対応できるようにしてもらったら誇らしいんじゃないかなと思いますので、今後ともその辺お願いをいたします。

そして、これもあちこち飛んで申しわけないですけど、あと高校生以上の学生がいる家庭や学生の支援ということで、長期総合計画にもうたってますけど、奨学金制度の拡充ということが書いてありますけど、実際に今月号の町の広報にも奨学金を御利用くださいということ、高校生は2万円、大学生3万円だったけど、その拡充ということを実際長計でうたってるわけですけど、実際に何か案というんですかね、たたき台みたいなものは持っているんですか。

○議長（中岩和子君） 教育次長下君。

○教育次長（下 康之君） お答えいたします。

奨学金につきましては、現在貸与型ということで、高校生でありましたら月額2万円、大学生でありましたら3万円の貸与をしてございます。そして、この発展ということですが、他の周辺の町でも、給付型という奨学金の制度もございます。現在のところ、那智勝浦町におきましては貸与だけで、実際のところは貸与し、毎年の償還された奨学金を新たにその年の奨学生に貸しているというような状況でありますので、給付型となってくると、また何らかの財源等が必要となってくれますが、そういったことは今後の検討として考えられるんじゃないかなと思っております。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） この場合もやはり、もしそれを実行すると財源がどれぐらいかという試算をもうやっておいてということが大事だと思うんで、そういうこともあらかじめ準備をしておいていただきたいと思います。

そして、これ本当に大変かと思えますけど、実際に奨学金を受けた方がUターンしたらそれがもう免除されるという、そういう特典ですね、これはもう非常に、要は大学卒業して一気に借金を学生抱えてしまうわけで、大変なことだと思うんですね。それが帰ってきたら免除されるということは、大きなインセンティブになると思うんですけど、それは思い切ってできないですか。

○議長（中岩和子君） 教育長森君。

○教育長（森 崇君） 私ども教育委員会で毎年、いわゆるサマーレビュー的なことをやっているわけなんです。今まであった制度が果たして今後もこれでいいのかということを検討していくと。その中で私今思っておりますのは、奨学金制度の研究、もう一度その原点から見てみると。特に子供の貧困というのが今大きく言われてる中で、給付型ももう県内でも始まってきているんです。全国的にもかなり多くのところもあるということで、どんな改革の仕方があるのかということはこの暑い夏ぐらいからちょっと職員の中で勉強しようということになってますので、またよろしくお願いします。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 実現できるように考えていただきたいと思います。やはり今、子供の貧困というお話がありましたけど、我々も決して豊かな家庭に育ってはいなかったですけど、何とか辛うじて、うちの親が普通の会社員だったんで、何とか大学に行けたんですけど、なかなか今はお話聞くと、うちの町なんか特にそうですけども、雇用が身分的に不安定で、その中から子供を2人も3人も大学へ行かすというのは本当に大変なんで、やっぱりそういう制度の拡充、原点に戻っていくことが大事ではないかなと思います。

だから、そういう意味でも、町長、繰り返しですけど、いろんな財源が、もう皆やろうとしたら莫大な財源ですね。こういうだけでも、仮に地方創生で交付金もらっても2分の1ですよ。2分の1は町が負担せなあかんと。そうすると莫大なお金がやっぱり要ってくるんで、何とか大型事業を、削るとしたら大型事業、あと結局職員の人件費というのは、やっぱりこれはなかなかさわれない問題だと思いますので、そういうところでいろんな削るといって、時期

をずらすとか、そういった工夫をしていただきたいと思います。

最後の質問ですけど、あと子育て世代の方からいろんな要望を受けます。多いのが、子供を遊ばせる場がない。先ほど5番議員の公園が少ないというお話でしたけど、小さな日常遊ばせる小さな公園も当然少ないんですけど、もう子供だけに限定せずに、町民やお年寄りも憩いの場として集える公園があるようでないなど。色川には円満寺公園だとか那智高原公園がありますが、遠いですよね。それで、提案があるのが、グリーンピア跡地を何とか一部限定してでも町民に開放して、子供の遊び場だとかウォーキングに使えないかという質問が非常に多いです。1,000万円近いお金をあそこで使ってるというのを皆さん知ってますので、そんだけお金をかけるんだったら、一部でもいいから公園として使わせてもらいたいという意見が非常に多いです。

それ1点と、もう一点、これはもう天満地区の方からよく聞くんですけど、新病院が建設した暁に、今の旧病院はどうなるんだと。あれそのままにほられたら気持ち悪いよと。あれを何とか早期に解体して、そういう町民が集える公園にしていだけないかと。一部あそこは避難困難地域でもあるんで、どこか公園の端っこに住宅街にマッチしたような景観の避難タワーを設置した上で公園にできないかというね。

そういうグリーンピア跡地を公園にできないかということと、旧病院の跡地、解体がもしできたら公園をつくっていただきたいと思いますという案があるんで、その辺についてちょっと最後の質問とさせていただきます。

○議長（中岩和子君） 総務課長城本君。

○参事（総務課長）（城本和男君） グリーンピア跡地の関係でございますけども、前面の公園部分につきましては太地町さんが管理をしております、運動施設の利用と休日の家族連れの方が訪れたりしている姿も見られます。今後もそのような活用をしていただけると思いますので、御活用をお願いしたいと思います。

それと、今の町立病院の跡地の話ですけども、今まだ特に予定はございません。大きな建物につきましては、長期間そのまま保存していくのは難しいといいますが、好ましくないと考えておりますので、早期に取り壊しをするか、次の事業をということで行くと、必要であると考えております。そしてまた、あのあたりにつきましては、津波の避難が難しい場所もございます。当然避難施設が必要かとも考えてございます。

以上です。

○議長（中岩和子君） 7番曾根君。

○7番（曾根和仁君） 公園をつくっていただきたいと思いますという質問は、ちょっとこれも大きな質問で、早急にはできないかとは思いますが、ぜひとも実現を。お隣の太地町さんはいろんなところに、あちこちに公園があつてトイレがあつてというね、非常に美しいまちづくりを目指していると思うんですけど、やっぱり見た感じ、景観上美しい公園が整備されて美しい町というのは、住んでいる人も気持ちいいし、外部からの人も、この町に住みたいなという、そういった気持ちにさせることができると思いますね。そういう美しいまちづくりということも念頭に

入れて今後努力のほうお願いいたします。

以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（中岩和子君） 7番曾根議員の一般質問を終結します。

休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時05分 休憩

〔7番曾根和仁議長席に着く〕

16時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（曾根和仁君） 再開します。

次に、6番金嶋議員の一般質問を許可します。

6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） それでは、町の将来と町長の政治姿勢ということなんですけども、私去年の9月の定例会で、新病院を含む大規模事業の見直しということで決議させていただいたんですけども、またそのときは当局からは、真摯に受けとめてると、具体的な回答はなかったんですけども、今また色川小学校を初め新病院もまた着工になります。そしてまた、クリーンセンターという問題もある中で、本当に町長は危機感を持ってやってもらってるんかと、やっぱりそういう声をよく聞くんです。まして、ここは観光業、水産業に携わってる方がかなり多いと思うんですけども、そういう財政の厳しい中のときに、本当に真剣になって町のことを考えてくれているんかと、そういった声をよく聞くので、その辺町長にお聞きします。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 真剣に考えております。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 災害復旧もめどが立ちまして、依然としてやっぱり観光業におきましては60万人を切ったまま推移してます。数字が出てきてないんですね。こういった中で、やっぱり具体的な施策をとっていかないと、本当に町は疲弊していくと思うんです。そういった中で、本当に具体的な施策というのは何を考えられているのでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

具体的な施策ということでございますけども、本年度28年度につきましては、新しい取り組みといたしましてスタンドアップパドルとかもございまして。そしてまた、去年に引き続いてエアスライダー等の細かい事業ではありますけども、展開はしていきたいと考えてございます。

そしてまた、観光協会との関係もございまして、観光協会の補助金も本年度28年度ふやしていただいております。その観光協会を強化いたしまして、産業課と一緒に連携をとっていきたいと考えてございます。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） それと、水産業なんですけども、やっぱり水産業も、この間委員会の報告にもありましたけども、水揚高も値はよかったというお話もお聞きしてますけども、依然として減少、いろんな自然現象もあると思うんですけど、全く伸びてはないと思うんです。沿岸の小舟の漁師さんですね、やっぱり人口が減って後継者がいないという。その辺については何か対策というのは考えられてるんですかね。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃいますとおり、勝浦漁協さんにしても、大体会員数が170名程度で平均年齢が70歳を超えてございます。そういった中で、後継者対策というのは大きな問題でございまして、当課におきましてもいろんな漁業以外の後継者対策、色川とかやってきておりますが、漁業につきましても、県の過疎対策課といろいろ相談しまして、何か、まず漁業についてもらうには、やはり生活をせなあかんということで、補助金はないのかということをもとに今模索している最中でございます。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） この長期総合計画をちょっと見させていただきまして、いろんなすばらしいことを書いているんですけども、その中に、観光客がまた訪れてリピーターを呼ぶようなそういう観光地にしていきたいと、そういったことも書いてあったんですけども。やっぱりそういうためには、観光客さんが来る受け皿としての町の整備というのは必要ではないかと思うんです。以前は、私もずっとこの町に住んで、子供のころからもう何十年もなりますけども、ほとんど変わってない。でも、時代はどんどん変わっていくんですね。その中で、やっぱり今までと違う呼び込み方とか事業であるとか、何か勝浦へ来て、あ、違ってるな、今度はとか、そういう新たな発見があるとか、そういったことを感じられないんですけども、そういう町の整備についてはいかがお考えでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

整備ということでございますが、大きな観光施設として整備というのは今のところちょっと発案というのはないんですけども、そのリピーター等々を引き込むために、ことしは京都の橘大学というところと交流いたしておるんですけども、今年度あたりから本格的に協力し合って、まず町なかを開拓して、みんなで町民の方と一緒に観光客が訪れて喜んでもらえる場所の地図をつくったり、そういったソフト事業を展開していきまして、その大学生さんたちが大人になって、思い出を持ってまた那智勝浦町に訪れてもらえるというような長期スパン、長い目を持った事業を展開していきたいと考えてございます。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） もちろんそういったソフト事業も大事だと思うんですけども、今はこまめに危機迫っている中で、ハードに関してもある程度投資していかなあかん。やっぱり経済効

果を生むことを優先にやっていくべきではないかと、私はそう思うんですけども、その辺について何か案はないでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 議員もしっかりしたそういう構想があるかと思います。そういう意見を担当課のほうに申し入れしていただければ、それも検討できるかと思います。

そういう中で、今回観光課とも話したんですけども、宿泊が減ったというのは、椰の1つの施設が消えるということは、その分がなかなか追いつけないという。今度また、サンかつうらも閉じるか閉じんかという話も出てきております。そういう意味で、宿泊施設はそれなりに皆さん努力されていて、そこに宿泊というのが1つ消えていけば、そこに来てた宿泊客がまたこっちへかわって来るというのなかなか現状の状況見やったらそうでもないなというのがあります。そういう意味では、新しい宿泊施設ができれば、またそういうことも可能なんかなと思います。そういう中で、少しちょっと話もあるんですけども、具体的なところまでまだ進んでおらず、一度その人にも会って話をちょっと聞いて、どういうぐあいになるか、宿泊施設1つふえると、そういうものがそこに来るお客さんというのはまた別枠で、また営業かけてふえてくるんじゃないかなと思いますので、そういう部分も、まだ具体的にはなってませんが、ちょっとお話を聞きに行きたいなというのがあります。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） ことしから旅館さんにおきましては、耐震の補強とかありまして、今までの不況の中、本当に苦しい中頑張ってきて、またさらにマイナス的な投資をしなきゃいけないと。そういった中で、やっぱり町としてある程度町のそういう旅館さんに対しての下支えになるようなことというのは何かあったんでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

耐震の関係等々につきましては、町のほうからの補助金というのはないんですけども、県のほうからたしか補助金等があったかとは思いますが。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） ちょっといろいろ旅館さんのお話聞く中で、耐震に関しましてはもう数年前から言われていることでありまして、県に陳情をお願いに行ったりとか、そういったお話を聞きました。なかなか町が動いてくれんとかということもありましたので、ちょっとお聞きしました。

それと、この中で総合産業、6次産業とか展開を図りますと。各産業の連携だと思んですけども。町の方は、水産業にかかわっている人、旅館業、また観光業にかかわっている人とか農業にかかわっている人、それぞれ個々に動いてはいると思うんですけども、なかなか町としての取り組みがあるよとか、何かそういうのを聞いたことないんですけども、今現在どういった取り組みされてるんですか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

申しわけないんですけども、そういった今御質問の件につきましてはちょっと把握してございませんので、申しわけございません。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） こういう厳しいときですから、本当にできることからだと思んですけども、少ない投資で、空き店舗事業とかもありますけども、水産業に関しましては何かそういう少ない投資で経済効果を生むようなそういったやり方というのはあると思うんですけども、何かお考えはないでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

議員おっしゃるとおり、少ない投資で効果のある事業というのが一番賢明なのかなとは思いますが、現在のところそういった事業を私どものほうは考えておりませんで、持っておりません。そういった中で、皆さんの中で私どもに教えていただければ、先ほど町長申しましたように、言っていただければ、一緒に協力してやっていけるのではないかなと思っております。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） ちょっと先ほども聞いたかと思うんですけども、やっぱり今現在世界遺産とマグロの町那智勝浦とあるんですけども、それだけじゃなくて、例えば白浜町なんかはクエで、魚ですね、名を売ってるところもあって、かなり需要も大きいですね。そういった今、まぼろしじゃないんですけども、スマとか、ヤイトガツオですかね、そういった養殖、脂ののった魚なんですけども、近大さんと組むとか、何か新しいマグロ以外にでもそういったブランドづくりですか、何か新しいこと、事業でもそういった何か考えられてることってあるんでしょうかね。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

現在、ブランドづくりといえますので考えておりますは、伊勢エビの関係でございます。申本町、それから太地町、那智勝浦町で現在広域浜プランというのを計画してございます。そういった中で、共通する伊勢エビをブランド化することによって、それを強みに展開していきたいというふうな考えを持っております。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） そうですね、観光客さんが少なくなって、産業もちょっと高齢化が続いて、町に活気がないと。そういう中で、本当に働くところも少ないんですけども、働いてくれる人も今少ない状況にあると思うんです。実際にちょっといろんな仕事されてる方なんかは、東南アジアから、研修を終えてなんですけども、雇ったりしています。それは住居とかある程

度その業者さんが自分で用意しなきゃいけないんですけども、非常に人の問題が、働く人の問題ですね、これが非常に厳しい状況にあると思うんですけども、そういった何か町としてのそういう支援というか、そういうのはないんでしょうか。

○副議長（曾根和仁君） 観光産業課長在仲君。

○観光産業課長（在仲靖二君） お答えします。

町としてのそういった支援ということなんですけども、現在の町の制度の中ではそういった金銭的な支援であるとか住宅を与えるとか、そういったことはございません。ただ、先ほどのあれですけども、Uターンに対するUターンフェアとかで人材を集めてくるようなことはやってはおります。ただ、議員おっしゃいますとおり、若い世代がなかなかおりませんので、それだけで人員不足を解消できるとは考えてはございません。

以上です。

○副議長（曾根和仁君） 町長寺本君。

○町長（寺本眞一君） 前々からUターンとかいろいろなことに住居として使えるという部分というのが、議会の皆さんにも御協力を得てできるものであれば、グリーンピアのところの昔のグリーンピアの官舎、あれ5棟あります。そういうところも活用できるのであれば、改修をしてそういう方面には利用していければと考えますけれども、なかなか予算でいうと、高速道路の延長のときに業者が借りに来たんですけども、改修するだけで1,500万円やったら、もう地元のアパート借りるほうがいいということで、なかなかそこでは改修できなかったんですけど、自前で改修してそういうことをいろいろなUターン、Iターンに提供することは可能かと思えます。その辺でも、また議会の皆さんに御協力いただければ、その方面も考えていければと思えます。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋君。

○6番（金嶋弘幸君） 本当に那智勝浦町の、特にこのかわいで生活されてる方というのはやっぱり観光業、水産業、農業に携わっている人が本当にたくさんいらっしゃいまして、またそれにかかわる人もたくさんいると思います。本当に真剣になって、今何かやっていただかないと、本当に町がなくなってしまうんじゃないかと皆さんおっしゃいますので、全力で、もう災害も終わったことですし、力を入れてやっていただきたいと思えます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（曾根和仁君） 6番金嶋議員の一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に通告されました一般質問は全部終了しましたので、これをもって一般質問を終結します。

お諮りします。

あすは一般質問を予定しておりましたが、一般質問終了後に3月22日に予定されていた委員会報告等の日程を繰り上げて行いたいと思えますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、あすは3月22日に予定されていた委員会報告等の日程

を繰り上げて行うことに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

16時41分 散会